青森県地域防災計画

一 風水害等災害対策編、地震・津波災害対策編、火山災害対策編 ―

(令和6年2月修正) 新旧対照表

総目次

風水害等災害対策編 P1

地震·津波災害対策編 P43

火山災害対策編 P88

※ 修正のない箇所については、記載省略。

現 行	変 更 案	変更理由
目 次	目 次	
※ 網掛け部分は修正のある節	※ 網掛け部分は修正のある節	
第1章 総則	第1章 総則	
第1節 計画の目的	第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	第2節 計画の性格	
第3節 計画の構成	第3節 計画の構成	
第4節 各機関の実施責任	第4節 各機関の実施責任	
第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
第6節 県の概況	第6節 県の概況	
第7節 青森県の災害	第7節 青森県の災害	
第8節 災害の想定	第8節 災害の想定	
第2章 防災組織	 第2章 防災組織	
第1節 県防災会議	第1節 県防災会議	
第2節 配備態勢	第2節 配備態勢	
第3節 県災害対策本部	第3節 県災害対策本部	
第4節 県災害対策本部に準じた組織	第4節 県災害対策本部に準じた組織	
第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織	第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織	
第3章 災害予防計画	 第3章 災害予防計画	
第1節 調査研究	第1節 調査研究	
第2節 業務継続性の確保	第2節 業務継続性の確保	
第3節 防災業務施設・設備等の整備	第3節 防災業務施設・設備等の整備	
第4節 青森県防災情報ネットワーク	第4節 青森県防災情報ネットワーク	
第5節 防災事業	第5節 防災事業	
第6節 自主防災組織等の確立	第6節 自主防災組織等の確立	
第7節 防災教育及び防災思想の普及	第7節 防災教育及び防災思想の普及	
第8節 企業防災の促進	第8節 企業防災の促進	
第9節 防災訓練	第9節 防災訓練	
第10節 避難対策	第 10 節 避難対策	

→□ /─	* = #	± == +m . l
現 行	変 更 案	変更理由
第 11 節 災害備蓄対策	第 11 節 災害備蓄対策	
第12節 要配慮者安全確保対策	第 12 節 要配慮者安全確保対策	
第13節 防災ボランティア活動対策	第13節 防災ボランティア活動対策	
(新設)	第14節 災害廃棄物対策	
第 <u>14</u> 節 文教対策	第 <u>15</u> 節 文教対策	
第 <u>15</u> 節 警備対策	第 <u>16</u> 節 警備対策	
第16節 交通施設対策	第 17 節 交通施設対策	
第 17 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	第 <u>18</u> 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	
第 18 節 水害予防対策	第 <u>19</u> 節 水害予防対策	
第 19 節 風害予防対策	第 20 節 風害予防対策	
第 20 節 土砂災害予防対策	第 21 節 土砂災害予防対策	
第 21 節 火災予防対策	第 22 節 火災予防対策	
第 22 節 複合災害対策	第 23 節 複合災害対策	
第4章 災害応急対策計画	第4章 災害応急対策計画	
第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達	第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達	
第2節 情報収集及び被害等報告	第2節 情報収集及び被害等報告	
第3節 通信連絡	第3節 通信連絡	
第4節 災害広報·情報提供	第4節 災害広報・情報提供	
第5節 自衛隊災害派遣要請	第5節 自衛隊災害派遣要請	
第6節 広域応援	第6節 広域応援	
第7節 航空機運用	第7節 航空機運用	
第8節 避 難	第8節 避 難	
第9節 消 防	第9節 消 防	
第10節 水 防	第10節 水 防	
第11節 救 出	第11節 救 出	
第12節 食料供給	第12節 食料供給	
第13節 給 水	第13節 給 水	
第 14 節 応急住宅供給	第14節 応急住宅供給	
第 15 節 遺体の捜索、処理、埋火葬	第 15 節 遺体の捜索、処理、埋火葬	

四八舌寺灭舌刈泉補 日 次	* = #	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
現 行	変更案	変更理由
第16節 障害物除去	第 16 節 障害物除去	
第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与	第17節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与	
第 18 節 医療、助産及び保健	第 18 節 医療、助産及び保健	
第 19 節 被災動物対策	第 19 節 被災動物対策	
第 20 節 輸送対策	第 20 節 輸送対策	
第 21 節 労務供給	第21節 労務供給	
第22節 防災ボランティア受入・支援対策	第22節 防災ボランティア受入・支援対策	
第 23 節 防 疫	第 23 節 防 疫	
第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止	第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止	
第 25 節 被災宅地の危険度判定	第25節 被災宅地の危険度判定	
第26節 金融機関対策	第 26 節 金融機関対策	
第27節 文教対策	第 27 節 文教対策	
第 28 節 警備対策	第 28 節 警備対策	
第29節 交通対策	第29節 交通対策	
第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	
第31節 石油燃料供給対策	第 31 節 石油燃料供給対策	
第5章 雪害対策、事故災害対策計画	第5章 雪害対策、事故災害対策計画	
第1節 雪害対策	第1節 雪害対策	
第2節 海上災害対策	第2節 海上災害対策	
第3節 航空災害対策	第3節 航空災害対策	
第4節 鉄道災害対策	第4節 鉄道災害対策	
第5節 道路災害対策	第5節 道路災害対策	
第6節 危険物等災害対策	第6節 危険物等災害対策	
第7節 大規模な火事災害対策	第7節 大規模な火事災害対策	
第8節 大規模な林野火災対策	第8節 大規模な林野火災対策	
第6章 災害復旧対策計画	第6章 災害復旧対策計画	
第1節 公共施設災害復旧	第1節 公共施設災害復旧	
第2節 民生安定のための金融対策	第2節 民生安定のための金融対策	

現 行	変 更 案	変更理由
第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	

現 行	変 更 案	変更理由
第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 (5)青森労働局 ウ 被災 <u>労働</u> 者に対する災害補償に関すること	第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 (5)青森労働局 ウ 被災者に対する <u>労働</u> 災害補償に関すること	青森労働局からの 意見による修正
(14) 仙台管区気象台(青森地方気象台) イ 気象、地象及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関すること	(14) 仙台管区気象台(青森地方気象台) イ 気象、地象(地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る。)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、 伝達及び解説に関すること	青森地方気象台からの意見による修正
第6節 県の概況 7 道 路 (略) なお、県内の国・県道の実延長は令和2年(2020年)3月31日現在 3,948.6km で、うち改良済延長3,008.0km(改良率:76.2%)、舗装済延長2,797.1km(舗装率:70.8%)となっている。	第6節 県の概況 7 道 路 (略) なお、県内の国・県道の実延長は令和3年(2021年)3月31日現在3,967.7kmで、うち改良済延長3,034.5km(改良率:76.4%)、舗装済延長2,840.7km(舗装率:71.6%)となっている。	時点修正
10 土地利用状況 本県の地形は、県土の半分が山地・火山地、3分の1が平地(台地及び低地等33.1%)及び丘陵地でおおわれており、平地部の占める割合が高く、かつ、その占める面積は都道府県中北海道、茨城県に次いで全国3位となっている。 土地利用状況は、この地形を反映して森林が6.328km²(65.6%(うち国有林62.3%))を占め、次いで農用地が1,510km²(15.7%)を占めている。農用地のうち田は798km²と農用地全体の52.8%を占めており、土地利用が米を主体とする本県の農業形態を端的に表している。	10 土地利用状況 本県の地形は、県土の半分が山地・火山地、3分の1が平地(台地及び低地等33.1%)及び丘陵地でおおわれており、平地部の占める割合が高く、かつ、その占める面積は都道府県中北海道、茨城県に次いで全国3位となっている。 土地利用状況は、この地形を反映して森林が6,323km²(65.5%(うち国有林62.3%))を占め、次いで農用地が1,496km²(15.5%)を占めている。農用地のうち田は792km²と農用地全体の52.9%を占めており、土地利用が米を主体とする本県の農業形態を端的に表している。	時点修正

11 産業及び産業構造の変化

現行

○県土の利用形態別構成(平成30年(2018年)10月1日現在)

区分	青森		全国構成比(%)
	面 積 (km²)	構成比(%)	
1)農 地	1, 510	15.7	11.7
2)森 林	6, 328	65.6	66.2
3)原 野 等	106	1. 1	0.9
4) 水面・河川・水路	3 4 9	3.6	3. 6
5)道路	293	3. 0	3. 7
6)宅 地	3 4 0	3. 5	5. 2
住 宅 地	203	2. 1	3. 2
工業用地	2 1	0.2	0.4
その他の宅地	1 1 7	1. 2	1. 6
7) そ の 他	7 1 9	7. 5	8. 7
合 計	9,646	100.0	100.0

11 産業及び産業構造の変化

本県の15歳以上の総就業人口は、<u>平成27</u>年国勢調査によると 625,970人で、その産業別就業者数は第三次産業が全体の67.2% (分類不能の産業を除く)を占め、次いで第二次産業(20.4% (同))、第一次産業(12.4%(同))となっている。

その内容は、卸売・小売業が 97,079 人で最も多く、就業者総数の 15.5%を占めている。次いで医療・福祉が83,632 人(13.4%)、農業、林業が67,513 人(10.8%)、製造業が64,158 人(10.2%)、建設業が59,390 人(9.5%)などとなっている。

なお、産業別就業人口の割合は、第一次、第二次産業は減少 し、第三次産業は上昇している。 ○県土の利用形態別構成(令和3年(2021年)10月1日現在)

変更案

区 分	青	♣ 県	全国構成比(%)
<u>Б</u>	面積(㎢)	構成比(%)	主当併以几(/0)
1)農 地	1, 496	15.5	11.6
2)森 林	6, 323	65.5	66.2
3)原 野 等	1 1 0	1. 1	0.8
4)水面・河川・水路	3 4 9	3. 6	3. 6
5)道路	2 9 6	3. 1	3.8
6)宅 地	3 4 3	3. 6	5. 2
住 宅 地	2 0 4	2. 1	3. 2
工 業 用 地	2 2	0.2	0.4
その他の宅地	1 1 7	1. 2	1. 6
7)そ の 他	7 2 9	7. 6	8.8
合計	9,646	100,0	100,0

時点修正

変更理由

時点修正

本県の 15 歳以上の総就業人口は、<u>令和2</u>年国勢調査によると 602,391人で、その産業別就業者数は第三次産業が全体の 68.6% (分類不能の産業を除く)を占め、次いで第二次産業(20.0% (同))、第一次産業(11.4%(同))となっている。

その内容は、卸売・小売業が 92,813 人で最も多く、就業者総数の 15.4%を占めている。次いで医療・福祉が86,923 人(14.4%)、製造業が60,581 人(10.1%)、農業、林業が60,306 人(10.0%)、建設業が57,116 人(9.5%)などとなっている。

なお、産業別就業人口の割合は、第一次、第二次産業は減少 し、第三次産業は上昇している。

風水害等災害対策編 第1章 総則

	現 行							変 更 案							変更理由			
	全業	美別就業	人口				(単位	:人、%)	0	○産業別就業人口 (単位:人、%)						人、%)		
			平成17年		平成22年		平成27年			区	分	平成22年		平成27年		令和2年		時点修正
Ι,	玄	分	平成17年		平成22年	_	平成27年				ガ		構成比		構成比		構成比	
Ľ,	_			構成比		構成比		構成比	45	Á	総数	639, 584	100.0	625, 970	100.0	602, 391	100.0	
就	総		688, 438	100.0	639, 584	100.0	625, 970	100. 0	就	第	1 次産業	81, 042	13.0	75, 300	12. 4	67, 001	11. 4	
業	\vdash	1次産業	96, 192 146, 772	14. 1	81, 042	13. 0	75, 300	12. 4	業		第2次産業	127, 978	20. 6	124, 032	20. 4	118, 134	20.0	
者	\vdash	3次産業	439, 030	21. 5	127, 978 413, 318	20. 6 66. 4	124, 032 407, 585	20. 4 67. 2	者	-	第3次産業		66. 4				68. 6	
注 2	2) 💆	産業3部		公は総数	を召む 数から分類: <u>ま、令和4年</u>			て算出				t分類不能。 門別構成日			下能の産	産業を除い	で算出	

			<u>,行</u>				変	更 案		変更理由
_		第2節	配備態勢				第2節	配備態勢		
態勢	準備能勢	8	P: 成態勢	非常能勢	態勢	準備態勢	1	萨戒能勢	非常能勢	県の防災対策の見
略号	1号	2号-1	2 号-2	3 号	略号	1号	2号-1	2号-2	3号	直しによる
	災害情報等の収集・共有 を実施し、状況により警 成態勢に円滑に移行でき る態勢	災害情報等の収集・共有、応 急対策を実施し、状況に応じ で警戒態勢2号-2に円滑に 移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢 に円滑に移行できる態勢	1 100 100 1 100 100 100 100 100 100 100	概要	災害情報等の収集・共有を実施し、状況により看 ・ 表施り、状況により看 ・ 成態勢に円滑に移行でき る態勢	災害情報等の収集・共有、応 ・急対策を実施し、状況に応じ て蓄戒態勢2号-2に円滑に 移行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢 に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は 発生するおそれがある場合に おいて、全庁的に応急対策を 実施する態勢	正してよう
備基準・オ	・教練を注注 ・教練を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を	・	・ 一	・気象の特別警報が発表された場合 ・岩木山、八甲田山又は十和 田において噴火警報のうち噴 火警戒レベル4が発表された	配價基準	・次のいい野泉を 意像等が発表された 動像等が発表を の大淡木高性主意を の次素高性主意を の大淡木高性主意を の大淡木高性主意を ので、大淡木高性主意を ので、大淡木高性主意を ので、大淡木高性主意を ので、大淡木高性主意を ので、大淡木高性主意を ・一、大淡木高性主意を ・一、大淡木高性主意を ・一、大淡木高性主意を ・一、大淡木高性主意を ・一、大淡木高性主意を ・一、大淡木高性主意を ・一、大淡木高性主意を ・一、大淡木高性主意を ・一、大淡木高性主意を ・一、大淡木高性主意を ・一、大淡木高性主意を ・一、大淡木高性主意を ・一、大淡木高性主意を ・一、大淡木高性主意を ・一、大淡木高性主意を ・一、大淡木高性主意を ・一、大淡木高性主意を ・一、大淡木。 ・一、大水、 ・一、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大、大	発表された場合 ①大国警報 ②参具警報 ②教具警報 ②教具警報 ③放大警報 ④太常警報 ④太常警報 ● (概ね1m以上) ③参風雪警報 ・ 財産河川洪水子報の予報区 域で、避免 ・ 対域で、避免 ・ 水位に到速した場合 ・ 水位に到速した場合 ・ 水位に到途した場合	・ 土		
設置す る組織	_	災害情報連絡室	災害警戒本部 配備基準に該当する地方支部 (危機管理局長が決定)	災害対策本部 配備基準に該当する地方支部 (知事が決定)	設置する組織	_	災害情報連絡室	災害警戒本部 配備基準に該当する地方支部	場合 災害対策本部 配償基準に該当する地方支部	
記備決			(危機管理局長	知事が伏足り				に備差中にはヨッる地方文部 (危機管理局長が決定)	(知事が決定)	
定者	防災危機管理課長	防災危機管理課長	危機管理局長	知事	配備決定者	防災危機管理課長	防災危機管理課長	危機管理局長	知事	
\dashv			災害警戒本部長	1.45 (1.45)	上 作			危機管理局長	知事	
態勢資 任者	防災危機管理課 危機管理対策GM	防災危機管理課長	(危機管理局長)	本部長(知事)	態勢責	防災危機管理課	防災危機管理課長	災害警戒本部長 (危機管理局長)	本部長 (知事)	
- H	一般日本内水り以		災害警戒本部地方支部長 (地域県民局地域連携部長)	支部長(県民局長)	任者	危機管理対策GM	SA SALVE DE STRUCK	災害警戒本部地方支部長 (地域県民局地域連携部長)	支部長(県民局長)	
			※下段は地方支部が設置される4	B 合	-	I.	1	※下段は地方支部が設置される		

現 行	変 更 案	変更理由
第3節 防災業務施設・設備等の整備	第3節 防災業務施設・設備等の整備	
3 実施内容	3 実施内容	
(3)通信施設・設備等	(3) 通信施設・設備等	
県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する情報の収	県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する情報の収	
集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワー	集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワー	
ク(IP電話・文書データ伝送、回線構成図は節末のとおり)、固	ク(IP電話・文書データ伝送、回線構成図は節末のとおり)、固	
定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全	定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全	
LTE(PS-LTE)、インターネット、電子メール等最新の情報関連	LTE(PS-LTE)、インターネット、電子メール等最新の情報関連	
技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SN	技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SN	
Sの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。デ		防災基本計画の修
ジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準		正(R5.5)による
化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制		
整備を図る。	や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整	
	備を図る。	
(略)	(略)	
市町村は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、		
市町村防災行政無線等情報伝達網、全国瞬時警報システム		
(J-ALERT)の整備を図る。	(J-ALERT)の整備を図る。	
	なお、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防	防災基本計画の修
	犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるように	正(R5.5)による
	するため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その	
	他の必要な施策を講じる。また、障害の種類及び程度に応じて	
	障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に	
	行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報	
(m/r)	<u>の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。</u>	
(略)	(略)	

周小音等灰音对水栅 第5年 灰音手Ŋ i i i i		
現 行	変 更 案	変更理由
(4) 水防施設・設備 水防管理団体(市町村)及び県(県土整備部)は、水防活動組織を確立し、重要水防区域、危険箇所等における具体的な水防工法を検討しておくとともに、水防活動に必要なスコップ、掛矢、麻袋、丸太等の水防資機材及びこれらを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。 (8) その他施設・資機材等	(4) 水防施設・設備 水防管理団体(市町村)及び県(県土整備部)は、水防活動組織を確立し、重要水防 <u>箇所</u> 、危険箇所等における具体的な水防工法を検討しておくとともに、水防活動に必要なスコップ、掛矢、麻袋、丸太等の水防資機材及びこれらを備蓄する水防倉庫を整備、点検する。 (8) その他施設・資機材等	県土整備部からの 意見による修正
(略) さらに、県及び市町村は、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難所(指定緊急避難場所に指定している施設を含む。)を定期的に点検する。 また、国(国土交通省)、県(県土整備部)及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。	(略) 県及び市町村は、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難所(指定緊急避難場所に指定している施設を含む。)を定期的に点検する。 国(国土交通省)、県(県土整備部)及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 国(国土交通省)、県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。	防災基本計画の修 正(R5.5)による

現 行	変 更 案	変更理由
第4節 青森県防災情報ネットワーク	第4節 青森県防災情報ネットワーク	
3 実施内容	3 実施内容	
(1) 青森県防災情報ネットワークの活用	(1) 青森県防災情報ネットワークの活用	
県独自の防災専用回線として、 <u>光イーサ回線</u> により県、市町村、防	県独自の防災専用回線として、 <u>光回線</u> により県、市町村、防災関係	青森県防災情報ネ
災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。	機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。	ットワーク更新に伴
ア専用電話	ア専用電話	う修正
(ア) 端末局間のIP電話	(ア) 端末局間のIP電話	
(イ) 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話	(イ) 自治体衛星通信ネットワークによる衛星電話	
イ 文書データ伝送用端末	イ 文書データ伝送用端末	
(ア)端末局間の文書データ伝送	端末局間の文書データ伝送	
(イ) 総合防災情報システムによる防災情報の伝送		
ウ 移動系無線		
県庁公用車、地域県民局地域連携部・地域整備部等の公用車		
の一部には、平成5年度に運用開始した移動局が搭載されている。		
(2) 青森県総合防災情報システムの活用	(2) 青森県総合防災情報システムの活用	
(略)	(略)	
ウ 防災情報の共有化	ウ 防災情報の共有化	
青森県防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化、高度		青森県防災情報ネ
化された防災情報を県、市町村、防災関係機関で共有する。		ットワーク更新に伴
(ア) 青森県総合防災情報システム端末の設置		う修正
県防災危機管理課、関係課及び災害対策本部等、市町村、防災		
関係機関に設置した青森県総合防災情報システム端末(青森県防		
災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するものを含		
む。)により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに登録され		
た防災情報は、各機関において情報共有する。		
(イ) 県民への情報提供		
インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避	インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急避	
難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関する	難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関する	
情報等をホームページにより県民に提供する。	情報等をホームページ <u>等</u> により県民に提供する。	

風水害等災害対策編 第3章 災害予防計画

現 行	変 更 案	変更理由
青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定	青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指定	
避難所の開設等の情報は、ホームページ及びLアラートにて、住民	避難所の開設等の情報は、ホームページ及びLアラート等により、	青森県防災情報ネ
へ伝達する。	住民 <u>及び報道機関</u> へ伝達する。	ットワーク更新に伴
		う修正

現 行	変 更 案	変更理由
第5節 防災事業 2 土砂災害対策事業 (3) 実施内容 エ 盛土による土砂災害防止対策事業 危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。	第5節 防災事業 2 土砂災害対策事業 (3) 実施内容 エ 盛土による土砂災害防止対策事業 危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土 等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。	防災基本計画の修 正(R5.5)による
5 農地防災対策事業 (3) 実施内容 ウ ため池等整備事業 (新設)	5 農地防災対策事業 (3) 実施内容 ウ ため池等整備事業 (1) 地震時や大雨時におけるため池の点検結果や被害情報 について、ため池防災支援システムにより、速やかな情報共 有を図るものとする。	防災基本計画の修 正(R5.5)による
第10節 避難対策 3 実施内容 (2) 指定避難所の指定 カ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること	第10節 避難対策 3 実施内容 (2) 指定避難所の指定 カ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること 特に、要配慮者に対しては円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めること	防災基本計画の修 正(R5.5)による

現 行	変更案	変更理由
(4) 指定避難所の整備等 (略) 各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の 継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期 的な情報交換に努めるものとする。 (略) ア 施設・設備の整備 貯水槽、井戸、トイレ(仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用 の多目的トイレを含む)、照明、換気設備、空調設備、通信設備 等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備	(4) 指定避難所の整備等 (略) 各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の 継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期 的な情報交換 <u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する</u> 地域の人材の確保・育成に努めるものとする。 (略) ア 施設・設備の整備 貯水槽、井戸、トイレ(仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用 の多目的トイレを含む)、照明、 <u>ガス設備、</u> 換気設備、空調設備、 通信設備等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電	変更理田 防災基本計画の修 正(R5.5)による 防災基本計画の修 正(R5.5)による
や、電力容量の拡大に努める。 (新設)	源の整備や、電力容量の拡大に努める。 (10) 被災者支援の仕組みの整備 県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当 する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連 携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する 取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。	防災基本計画の修 正(R5.5)による
(<u>10</u>) 広域一時滞在に係る手順等の策定 (<u>11</u>) その他	(<u>11</u>) 広域一時滞在に係る手順等の策定 (<u>12</u>) その他	

現 行	変 更 案	変更理由
第 12 節 要配慮者安全確保対策 実施内容 (3) 個別避難計画の作成及び運用 ア 計画の作成 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局 や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会 福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関 係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作 成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとす る。	第12節 要配慮者安全確保対策 3 実施内容 (3) 個別避難計画の作成及び運用 ア 計画の作成 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。 国(気象庁)は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。	防災基本計画の 正(R5.5)による
(新設)	ウ 被災者支援業務の迅速化・効率化 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難 行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技 術を活用するよう積極的に検討するものとする。	防災基本計画の 正(R5.5)による
ウ 関係機関への計画の提供	<u>エ</u> 関係機関への計画の提供	
工 計画に係る各種体制の整備 市町村は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援 者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の 整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別 避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとす る。	才 計画に係る各種体制の整備 市町村は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報 の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	防災基本計画の値 正(R5.5)による

現行	変 更 案	変更理由
<u>オ</u> 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮	<u>カ</u> 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮	
<u>カ</u> 地区防災計画との整合	<u>キ</u> 地区防災計画との整合	
<u>(新設)</u>	ク 市町村への取組支援	防災基本計画の修
	県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、	正(R5.5)による
	事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。	
第 13 節 防災ボランティア活動対策	第 13 節 防災ボランティア活動対策	
3 実施内容	3 実施内容	
(6)防災ボランティア活動の環境整備	(6) 防災ボランティア活動の環境整備	
国、県、市町村等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊	国、県、市町村等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊	
重しつつ、日本赤十字社青森県支部、県・市町村社会福祉協議	重しつつ、日本赤十字社青森県支部、県・市町村社会福祉協議	
会及び NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボ	会及びNPO 等との連携を図るとともに、 <u>災害</u> 中間支援組織	防災基本計画の修
ランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体	(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含め	正(R5.5)による
制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に	た連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動	
行われるよう、その活動環境の整備を図る。	が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。	
	県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、	防災基本計画の修
	県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に	正(R5.5)による
	努めるとともに、当該災害中間支援組織や県域において災害ボ	
	ランティアセンターの運営を支援する者(県社会福祉協議会等)と	
	の役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。	
	市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るた	
	め、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンター	
	を運営する者(市町村社会福祉協議会等)との役割分担等を定	
	めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所に	
	ついては、市町村地域防災計画に明記すること、相互に協定を	
(m/z)	締結すること等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。	
(略)	(略)	

現 行	変 更 案	変更理由
(新設)	<u>第 14 節 災害廃棄物対策</u> 1 方 針	防災基本計画の修 正(R5.5)による
	<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	11. (110.0) (2.5.5)
	衛生や環境面での安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体	
	制の整備等を図るものとする。	
	2 実施機関	
	東北地方環境事務所 県(環境生活部)	
	<u>市町村</u>	
	<u>3 実施内容</u>	
	(1) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ	
	迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確	
	保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし 尿等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町	
	村や民間事業者等との連携、協力のあり方等について、災害廃	
	棄物処理計画において具体的に示すものとする。	
	(2) 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速	
	に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に	
	対する技術的な援助を行うとともに、地方自治法に基づき、市町	
	村から災害廃棄物処理に関する事務を委託された場合における	
	仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等と	
	の連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画におい て具体的に示すものとする。	
	<u>(条件的にかりものとりる。</u> (3) 国(環境省等)、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に	
	備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市町村	
	は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、	
	広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に	

現 行	変 更 案	変更理由
	一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災	防災基本計画の修
	害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るも	正(R5.5)による
	<u>のとする。</u>	
	(4) 国(環境省)、県及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域	
	的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。	
	(5) 国(環境省)、県及び市町村は、災害廃棄物に関する情報のほ	
	か、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害	
	廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取	
	組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努	
	<u>めるものとする。</u>	
第 14 節 文教対策	第 15 節 文教対策	
7) <u>- 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - </u>	N 10 M	
第 15 節 警備対策	第 16 節 警備対策	
<u>—</u>	_	
第 <u>16</u> 節 交通施設対策	第 <u>17</u> 節 交通施設対策	

风小音等火音对水柵 第3年 火音 J 的 I 画		
現 行	変 更 案	変更理由
第 17 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 5 電気通信設備 (1) 実施機関 東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	第 18 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 5 電気通信設備 (1) 実施機関 東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	指定公共機関の追加による
(2) 実施内容 エ 大規模災害時の通信確保対策 (ア) 災害時に備え、重要通信に関するデータベース <u>を</u> 整備 <u>する。</u>	(2) 実施内容 エ 大規模災害時の通信確保対策 (ア) 災害時に備え、重要通信に関するデータベース <u>の</u> 整備 <u>、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。</u>	防災基本計画の修 正(R5.5)による
第 <u>18</u> 節 水害予防対策	第 <u>19</u> 節 水害予防対策	

現 行	変 更 案	変更理由
第 19 節 風害予防対策 2 主な実施機関 県(企画政策部、農林水産部、危機管理局) 県警察 市町村 東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社 東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 報道機関 道路管理者	第 20 節 風害予防対策 2 主な実施機関 県(企画政策部、農林水産部、危機管理局) 県警察 市町村 東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社青森支社 東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社 報道機関 道路管理者	変更理田 指定公共機関の追 加による
3 実施内容 (5) 電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化 東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社 青森支社、東日本電信電話株式会社青森支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ東北支社青森支店、KDDI株式会社及びソフトバンク株式会社は、強風時においても電力供給あるいは通信の確保ができるよう、強風等による設備の破損防止のための対策を充実強化する。	3 実施内容 (5) 電力施設及び電気通信設備災害予防対策の強化 東北電力株式会社青森支店、東北電力ネットワーク株式会社 青森支社、東日本電信電話株式会社青森支店、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、株式会社NTTドコモ東北支社青森支店、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社及び楽天モバイル株式会社は、強風時においても電力供給あるいは通信の確保ができるよう、強風等による設備の破損防止のための対策を充実強化する。	指定公共機関の追加による

変 更 案	変更理由
第 <u>21</u> 節 土砂災害予防対策	
3 実施内容	
(2) 土砂災害 <u>警戒区域等</u> の把握及び住民等への周知徹底	県土整備部からの
国及び県は、相互に緊密な連携のもとに、土砂災害警戒区域	意見による修正
等の現況を把握し、その資料、情報を速やかに市町村及びその	
他防災関係機関に提供する。	
市町村は、土砂災害警戒区域等を地域防災計画に掲載すると	
ともに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺	
の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性	
質、土地の保全義務、異常現象等についての普及啓発を図る。	
(5) 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備 災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達 を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災 情報提供システム等を整備し、(略)	青森地方気象台か
市町村は、避難指示等又はそれらの解除を行う際に、(略)	らの意見による修正
(6) 住民への情報伝達体制等の整備 市町村は、災害に関係する予報・警報等、避難指示等を迅速か つ確実に住民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、 市町村防災行政無線等の整備を図る。特に土砂災害 <u>警戒区域等</u> 周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に 伝達されるよう戸別受信機の設置を推進する。	県土整備部からの 意見による修正
	第 21 節 土砂災害予防対策 3 実施内容 (2) 土砂災害警戒区域等の把握及び住民等への周知徹底 国及び県は、相互に緊密な連携のもとに、土砂災害警戒区域等の現況を把握し、その資料、情報を速やかに市町村及びその他防災関係機関に提供する。市町村は、土砂災害警戒区域等を地域防災計画に掲載するとともに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常現象等についての普及啓発を図る。 (5) 防災関係機関における情報収集、伝達体制の整備災害時における情報収集及び防災関係機関相互の情報伝達を迅速かつ的確に実施するため、防災無線網、ファクシミリ、防災情報提供システム等を整備し、(略)市町村は、避難指示等又はそれらの解除を行う際に、(略)市町村は、災害に関係する予報・警報等、避難指示等を迅速かつ確実に住民に伝達するため、情報伝達体制を確立するとともに、市町村防災行政無線等の整備を図る。特に土砂災害警戒区域等周辺の住民に対しては、防災行政無線による情報が毎戸に確実に

国小音等次音对永楠 第5年 次音子的可画		
現 行	変 更 案	変更理由
(8) 土砂災害に配慮した土地利用の誘導 (略)	(8) 土砂災害 <u>防止</u> に配慮した土地利用の誘導 ^(略)	青森地方気象台からの意見による修正
ア 土砂災害 <u>危険箇所</u> 及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限	ア 土砂災害 <u>警戒区域等</u> 及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限	県土整備部からの 意見による修正
第 <u>21</u> 節 火災予防対策	第 <u>22</u> 節 火災予防対策	
第 <u>22</u> 節 複合災害対策	第 <u>23</u> 節 複合災害対策	

第1節 気象予報・警報等の発表及び伝達 施内容 気象予報・警報等の発表	
略) 水防活動の利用に適合する注意報・警報 水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報の 種類及び概要は <u>資料編(4-1-4)</u> のとおりであり、一般の利用 に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水 方活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。	青森地方気象台からの意見による修正 記載の適正化
キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等 キキクル等の種類と概要 所量指数の予測値 川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険 大河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水 水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基 の到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情 気域内における雨量分析の実況(解析雨量)と6時間先 の予測(降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更 ている。	青森地方気象台からの意見による修正
	水防活動の利用に適合する(水防活動用)注意報及び警報の 類及び概要は資料編(4-1-4)のとおりであり、一般の利用 適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水 活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。 キキクル(大雨警報・洪水警報の危険度分布)等 キキクル等の種類と概要 「量指数の予測値 「の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険 で河川においては、その支川や下水道の氾濫等の「湛水 にでででででででででででででででででででででででででででででででででででで

現 行	変 更 案	変更理由
カ 青森県気象情報	カ 青森県気象情報	
気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を	気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・	青森地方気象台か
<u>喚起する</u> 場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予	警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の	らの意見による修正
想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。	経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。	
対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風(雪)、高波、高潮、	対象とする現象により、台風、大雨、大雪、暴風(雪)、高波、高潮、	
雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。	雷、乾燥、低温、高温、長雨、少雨、梅雨、黄砂などの情報がある。	
雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、	大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的	
その内容を補足するため「記録的な大雨に関する青森県気象情報」と	な大雨に関する青森県気象情報」が <u>速やかに</u> 発表される。	
いう表題の気象情報が発表される。		
大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の	大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降	
降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、	水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いているときには、「線	
「線状降水帯」というキーワードを使って解説される「顕著な大雨に関	状降水帯」というキーワードを使って解説 <u>する</u> 「顕著な大雨に関する青	
する青森県気象情報」という表題の気象情報が発表される。	森県気象情報」が発表される。	
	大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、	
	重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気	
	象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文	
	のみの青森県気象情報が発表される場合がある。	

注) 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置

が参務づけられている伝達経路

現行 変更案 変更理由 (2) 気象予報・警報等の伝達 (2) 気象予報・警報等の伝達 ア 青森地方気象台は、気象警報等を発表した場合は、県、県警 ア 仙台管区気象台及び青森地方気象台は、気象警報等を発表 青森地方気象台か 察本部、消防庁、東日本電信電話株式会社、青森海上保安 らの意見による修正 した場合は、県、県警察本部、消防庁、東日本電信電話株式 部、八戸海上保安部、青森河川国道事務所、日本放送協会青 会社、第二管区海上保安本部、青森河川国道事務所、日本放 森放送局、放送機関及びその他必要と認める機関に伝達す 送協会青森放送局、放送機関及びその他必要と認める機関に 伝達する。 る。 気象予報·警報等·情報伝達系統図 気象予報·警報等·情報伝達系統図 青森地方気象台か NTT 東日本又は NTT 西日本 青森県 象 らの意見による修正 NTT 東日本又は NTT 西日本 仙 ▶ 県出先機関 庁 市町村 消防本部 |台管区気象台又は青森地方気象台 本 消防庁 青森県 庁 県警察本部 各警察署 又 県関係機関 ſΦ 青森河川国道事務所 市町村 消防本部 青 高瀬川河川事務所 森 岩木川ダム統合管理事務所 消防庁 地 関係機関 日本放送協会青森放送局 方 青森放送(株) 県警察本部 各警察署 Á, (株)エフエム青森 (株)青森テレビ 象 (株) 五所川原エフエム 青森朝日放送(株) 台 団体 青森河川国道事務所 (株) ビーエフエム 青森ケーブルテレビ(株) 高瀬川河川事務所 アップルウェーブ(株) 東奥日報社 (株) エフエムジャイゴウェーブ 陸奥新報社青森支社 日本放送協会 (株)エフエムむつ デーリー東北新聞社 毎日新聞社青森支局 報道機関 読売新聞東京本社青森支局 民放テレビ、新聞社 コミュニティーFM 等 携帯電話事業者 東北電力ネットワーク接着森支社 青森海上保安部 関係船舶 第二管区海上保安本部 JR 東日本㈱盛岡支社 八戸海上保安部 陸上自衛隊第9師団司令部 青森海上保安部 関係船舶 八戸海上保安部 (注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9 条の規定に基づく法定伝達先。 注) 二重機で囲まれている機関は、気象業務決筋行合策 8 条第 1 長及び第 9 長の規定に基づく決定伝達 (注) 二重線の経路は、気象業務法第 15 条及び 15 条の2によって、特別警報の通知もしく

は周知の措置が義務づけられている伝達経路。

現 行		変更理由
(3) 岩木川、平川下流、馬淵川下流及び高瀬川洪水予報の発表及 び伝達 ア 洪水予報の発表 洪水予報の種類等と発表基準 「氾濫注意情報(警戒情報解除)	(3) 岩木川、平川下流、馬淵川下流及び高瀬川洪水予報の発表及 び伝達 ア 洪水予報の発表 洪水予報の種類等と発表基準 「氾濫注意情報(警戒情報解除)」	記載の適正化
(略) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき (氾濫危険水位に達した場合を除く)	(略) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき(氾濫危険水位に <u>到</u> 達した場合を除く)	記載の適正化
(4) 堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流及び十川の洪水予報の 発表及び伝達 ア 洪水予報の発表 洪水予報の種類等と発表基準 「氾濫注意情報(警戒情報解除) (略) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなった とき(氾濫危険水位に達した場合を除く)	(4) 堤川・駒込川、平川上流、馬淵川中流及び十川の洪水予報の発表及び伝達 ア 洪水予報の発表 洪水予報の種類等と発表基準 「氾濫注意情報 (警戒情報解除)」 (略) ・氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき (氾濫危険水位に到達した場合を除く)	記載の適正化記載の適正化

現 行	変 更 案	変更理由
第3節 通信連絡 2 実施内容 (4) 通信連絡 ア 青森県防災情報ネットワーク 光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。 (7) 個別通信	第3節 通信連絡 2 実施内容 (4) 通信連絡 ア 青森県防災情報ネットワーク <u>光回線</u> や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。 (ア) 個別通信 音声・文書データの通信を行う。	青森県防災情報ネットワーク更新に伴う 修正
第6節 広域応援 3 他県等への応援 (3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣 県は、都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体 <u>の保健医療調整本部</u> 及び保健所 <u>の</u> 総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行うものとする。	第6節 広域応援 3 他県等への応援 (3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣 県は、都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体 <u>における</u> 保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部及び保健所 <u>に</u> 係る総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行うものとする。	防災基本計画の修 正(R5.5)による

現 行	変 更 案	変更理由
第7節 航空機運用	第7節 航空機運用	
5 対策班航空機運用調整チームが行う調整内容	5 対策班航空機運用調整チームが行う調整内容	
(5) ヘリコプター等の安全運航を確立するための次の事項につ	(5) ヘリコプター等の安全運航を確立するための次の事項につい	
いて調整	て調整	
ア 安全運航確保のための航空情報(ノータム)	ア 安全運航確保のための航空情報(ノータム)	
イ 参画機関の飛行計画及び災害応急対策活動	イ 参画機関の飛行計画及び災害応急対策活動	
ウ 使用航空波	ウ 使用航空波	
工 使用飛行場外離着陸場	工 使用飛行場外離着陸場	
オ 他機関のヘリ(ドクターヘリ、報道ヘリコプター等)の活動把握	オ 他機関のヘリ(ドクターヘリ、報道ヘリコプター等)の活動把握	
(新設)	カ 国土交通省に対する航空情報(ノータム)の発行依頼	防災基本計画の修
		正(R5.5)による
<u>カ</u> 国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼	キ 国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼	
<u>キ</u> 緊急用務空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調	ク 緊急用務空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調	
整	整	
ク その他へリコプター等の安全運航に関する事項	ケ その他ヘリコプター等の安全運航に関する事項	

現行	変 更 案	変更理由
第8節 避難	第8節 避難	
2 実施内容	2 実施内容	
(1) 避難指示等及び報告・通知	(1) 避難指示等及び報告・通知	
ア市町村長	ア市町村長	
(ア)避難指示等	(ア)避難指示等	
発令基準の設定例(土砂災害)	発令基準の設定例(土砂災害)	
【警戒レベル5】緊急安全確保	【警戒レベル5】緊急安全確保	
	(災害が切迫)	青森地方気象台か
1. 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害]が	1. 大雨特別警報(土砂災害)(警戒レベル5相当情報[土砂災害]が	らの意見による修正
発表された場合(※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本	発表された場合(※大雨特別警報(土砂災害)は市町村単位を基本	(内閣府ガイドライン
として発令されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は	として発令されるが、警戒レベル5緊急安全確保の発令対象区域は	に準じた項目追加)
適切に絞り込むこと)	適切に絞り込むこと)	
2. 土砂災害が実際に発生していることを把握した場合	2. 土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」(警戒レベル5相当情	
	報[土砂災害])となった場合	
	(災害発生を確認)	
	3. 土砂災害の発生が確認された場合	

現 行	変 更 案	変更理由
(5) 指定避難所の開設 ク 市町村長は、次により指定避難所の適切な運営管理を行う。 (オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。 (ク) 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。	(5) 指定避難所の開設 ク 市町村長は、次により指定避難所の適切な運営管理を行う。 (オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。 (ク) 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。	防災基本計画の修 正(R5.5)による
第10節 水防 2 実施内容 (1) 監視、警戒活動 洪水の襲来が予想されるときは、直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたるものとする。	第10節 水防 2 実施内容 (1) 監視、警戒活動 洪水の襲来が予想されるときは、安全を確保した上で、直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたるものとする。	県土整備部からの意見による修正

現 行	変 更 案	変更理由
現 行 第12 節 食料供給 2 実施内容 (1) 食料の確保 イ 市町村は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。) や柔らかい食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。	変 更 案 第 12 節 食料供給 2 実施内容 (1) 食料の確保 イ 市町村は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄及び流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)や <u>咀しゃく・嚥下に配慮した</u> 食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。	変更理由健康福祉部からの意見による修正

現 行	変更案	変更理由
第 14 節 応急住宅供給	第 14 節 応急住宅供給	
(5) 住宅の応急修理	(5) 住宅の応急修理	
住宅の応急修理は、次により行う。	住宅の応急修理は、次により行う。	
ア対象者	ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	健康福祉部からの
災害により、住家が半壊し、半焼し若しくはこれらに準ずる程	<u>(7) 対象者</u>	意見による修正
度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができな	災害により、住家が半壊し、半焼し又はこれらに準ずる程度	(「災害救助法によ
い者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難で	の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大	る救助の程度、方法
ある程度に住家が半壊した者	するおそれがある者	及び期間並びに実
イ 応急修理の方法	<u>(イ) 方法</u>	費弁償の基準」(平
(ア) 応急修理は、建設業者に請け負わせて行う。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な	成 25 年内閣府告示
(イ) 応急修理は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことので	部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。	第 228 号)の一部を
ない部分に限るものとする。	イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理	改正する内閣府告
	<u>(ア) 対象者</u>	示について(令和 5
	災害により、住家が半壊し、半焼しもしくはこれらに準ずる程	年6月16日内閣府
	度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができな	政策統括官通知))
	い者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難で	
	ある程度に住家が半壊した者	
	<u>(イ)方法</u>	
	a 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、建設業者	
	に請け負わせて行う。	
	b 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、台	
	所、便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものと	
	<u>する。</u>	
/ \frac{1}{2}	()/tex (o l) \	
(追加)	(資料)	コ 共 の オフル
	○災害時における応急仮設住宅の建設に関わる協定	記載の適正化
	(資料編4-14-8)	
		1

現 行	変更案	変更理由
第 18 節 医療、助産及び保健	第 18 節 医療、助産及び保健	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
2 実施内容	2 実施内容	
県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、大規模災害時に保健	県は、大規模災害時には、必要に応じ、県災害対策本部の下に青	防災基本計画の修
医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整	森県保健医療調整本部を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調	正(R5.5)による
理及び分析等の保健医療活動に係る総合的な調整を遅滞なく行うた	整及び保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の	
めの青森県保健医療調整本部を設置する他、被災地域内の医療体	総合的な調整を遅滞なく行う。	
制の状況把握を含め、保健医療活動に係る現地での調整を行う青森	また必要に応じ、被災市町村を所管する県保健所に青森県保健医	
県保健医療現地調整本部を、必要に応じて被災市町村を所管する県	療現地調整本部を設置し、被災地域内の医療体制の状況把握を含	
保健所に設置することとする。	め、保健医療福祉活動に係る現地での調整を行うこととする。	
(1) 各フェーズにおける保健医療活動チームの活動の中心及	(1) 各フェーズにおける保健医療 <u>福祉</u> 活動チームの活動の中	防災基本計画の修
び主な活動場所	心及び主な活動場所	正(R5.5)による

現行 変 更 案 変更理由 (5) 医療、助産及び保健の実施 (5) 医療、助産及び保健の実施 ウ 実施方法 ウ 実施方法 県は、必要に応じ、県内における保健医療活動を円滑に行う 県は、必要に応じ、県内における保健医療福祉活動を円滑に 防災基本計画の修 ための総合調整等に努めるものとする。その際、災害医療コー 行うための総合調整等に努めるものとする。その際、災害医療コ 正(R5.5)による ディネーターは医療ニーズについて、統括DHEATは保健福祉 ーディネーターは医療ニーズについて、統括DHEATは保健福 ニーズについて、県に対して適宜助言及び支援を行うものとす 祉ニーズについて、県に対して適宜助言及び支援を行うものと る。また、災害時小児周産期リエゾンは災害医療コーディネータ する。また、災害時小児周産期リエゾンは災害医療コーディネー ーを、災害福祉コーディネーターは統括DHEATをサポートす ターを、災害福祉コーディネーターは統括DHEATをサポート ることとする(以下災害医療コーディネーター及び災害時小児周 することとする(以下災害医療コーディネーター及び災害時小児 産期リエゾンを「災害医療コーディネーター等」という)。 周産期リエゾンを「災害医療コーディネーター等」という)。 3 応援協力関係 3 応援協力関係 (6) 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、ま (6) 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、ま た、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師 た、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師 会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立 会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立 病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病 病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病 院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療 院、日本災害歯科支援チーム(IDAT)、日本薬剤師会、日本看 防災基本計画の修 機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所、救 護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得 正(R5.5)による 護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るも て、指定避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制 のとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーデ 対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療 ィネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災 その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶するこ 地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。 とのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施さ れるよう努める。 (8) 県及び市町村は、災害時を想定した情報の共有、整理及び分 (8) 県及び市町村は、災害時を想定した情報の共有、整理及び分 析等の保健医療福祉活動の実施体制の整備に努めるものとす 析等の保健医療活動の実施体制の整備に努めるものとする。 る。

現 行	変 更 案	変更理由
第 21 節 労務供給 1 実施責任者 (1) 労務者の雇用 (略) 市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任 された市村長) (略)	第21節 労務供給 1 実施責任者 (1) 労務者の雇用 (略) 市町村長(災害救助法が適用された場合は知事及び知事から委任 された <u>市町村長</u>) (略)	記載の適正化
第22節 防災ボランティア受入・支援対策 2 実施内容 (2) 防災ボランティア情報センターの設置 ア 情報センターの役割 (ウ) 県内の被災状況や支援団体の活動状況などについて、県災害対策本部やセンター、既に被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、情報共有の場を設定するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。	第22節 防災ボランティア受入・支援対策 2 実施内容 (2) 防災ボランティア情報センターの設置 ア 情報センターの役割 (ウ) 県内の被災状況や支援団体の活動状況などについて、県災害対策本部やセンター、既に被災地入りしているNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報共有の場を設定するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとする。	防災基本計画の修 正(R5.5)による

現 行	変 更 案	変更理由
第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止 1 廃棄物等処理 (3) 応援協力関係 イ 県は、青森県災害廃棄物処理計画等を踏まえ、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村から要請があった場合は、災害廃棄物処理実行計画の作成について支援を行うものとする。 また、市町村の実施する廃棄物等処理業務について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。 さらに、関係機関への応援協力依頼の要請を受けたときは、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書」又は「無償団体救援協定書」に基づき、関係機関に協力を要請する。	第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止 1 廃棄物等処理 (3) 応援協力関係 イ 県は、青森県災害廃棄物処理計画等を踏まえ、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に対する技術的な援助を行うとともに、市町村から要請があった場合は、災害廃棄物処理計画及び災害廃棄物処理実行計画の策定について支援を行うものとする。また、市町村の実施する廃棄物等処理業務について、特に必要があると認めたときは、市町村相互応援協定に基づき連絡調整を行う。 さらに、関係機関への応援協力依頼の要請を受けたときは、「無償団体救援協定」、「災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」、及び「大規模災害時における建築物の解体撤去の協力に関する協定」に基づき、関係機関に協力を要請する。	環境生活部からの 意見による修正
(資料)○ 大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定 (資料編4-24-5)	(資料)○ 災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定(資料編4-24-5)	記載の適正化
第 29 節 交通対策 2 海上交通 (3) 応援協力関係 (新設)	第 29 節 交通対策 2 海上交通 (3) 応援協力関係 工 港湾管理者は、非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合、国(国土交通省)に利用調整等の管理業務の実施を要請するものとする。	防災基本計画の修 正(R5.5)による

現 行	変 更 案	変更理由
第 30 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 4 電気通信設備 (1) 実施責任者 東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社	第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 4 電気通信設備 (1) 実施責任者 東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	指定公共機関の追
(2) 実施内容 ス 広報 災害が発生した場合、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況 <u>を広報</u> するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安解消に努める。	(2) 実施内容 ス 広報 災害が発生した場合、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況 <u>や見通し、</u> 代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等)するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安解消に努める。	加による 防災基本計画の修 正(R5.5)による

現 行	変 更 案	変更理由
第1節 雪害対策	第1節 雪害対策	
1 予防対策	1 予防対策	
3 実施内容	3 実施内容	
(1) 雪害に強いまちづくり	(1)雪害に強いまちづくり	
カ 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があるこ	カ 雪道を運転する場合は、気象状況や路面状況の急変があるこ	
とも踏まえ、車両の運転者は車内にスコップ <u>やスクレーパー</u> 、	とも踏まえ、車両の運転者はスタッドレスタイヤ・タイヤチェーン	防災基本計画の修
飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。	<u>の装着、</u> 車内にスコップ <u>、砂</u> 、飲食料及び毛布等を備えておく よう心がけるものとする。	正(R5.5)による
(12) 雪害対策に関する観測等の推進	(12) 雪害対策に関する観測等の推進	
<u>(新設)</u>	エ 県及び市町村は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生	防災基本計画の修
	を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図	正(R5.5)による
	るよう適切な配慮をする。	
第2節 海上災害対策	第2節 海上災害対策	
I 海難対策	I 海難対策	
1 予防対策	1 予防対策	
3 実施内容	3 実施内容	
(1) 船舶の安全性及び安全な運航の確保	(1) 船舶の安全性及び安全な運航の確保	
<u>(新設)</u>	ウ 東北運輸局(青森運輸支局)は、事業許可時に安全性に関す	防災基本計画の修
	る審査を行うとともに、運航労務監理官による監査において、	正(R5.5)による
	安全に係る法令等への遵守状況を確認し、悪質な事業者に対	
	しては厳格な行政処分を実施する。また、旅客不定期航路事業を表現して、	
	業許可の更新制、安全統括管理者・運航管理者に係る資格者	
	制度・試験制度、船舶の使用停止命令制度の導入のほか、抜 き打ち・リモートによる監査の実施、通報窓口の設置、指導事	
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	事業の安全性の向上を図る。	
	<u>サ末い久土はい同土で囚る。</u>	

現 行	変 更 案	変更理由
(新設)	エ 東北運輸局(青森運輸支局)は、船員教育体制の一層の整	防災基本計画の修
	備充実、海技資格制度を通じた船員の知識・能力の維持及び	正(R5.5)による
	最新化により、船員の資質を確保し、航行の安全を図る。また、	
	事業用操縦免許について講習課程の拡充及び乗船履歴に応	
	じた航行区域の限定を取り入れるとともに、海域の特性等に関	
	する教育訓練の実施等により、小型旅客船に乗り組む船員の	
	資質の向上を図る。	
	オ 東北運輸局(青森運輸支局)は、海上における安全の確保及	
	び海洋環境の保全のために <u>海上人命安全条約(SOLAS条</u>	防災基本計画の修
	<u>約)等の</u> 国際基準に適合していない <u>外国</u> 船舶(サブ・スタンダ	正(R5.5)による
	ード船)の排除を目的として、外国船舶に対する立入検査等の	
	監督(ポートステートコントロール:PSC)の実施を積極的に推	
	進する。	
(新設)	カ 東北運輸支局(青森運輸支局)は、確実に連絡をとることが可	防災基本計画の修
	能な無線設備の積付けの義務化を行うとともに、当該設備の早	正(R5.5)による
	期導入を支援する。	
(新設)	キ 東北運輸支局(青森運輸支局)は、船舶の堪航性及び人命	防災基本計画の修
	の安全を確保するため、技術の進展や事故の傾向等を踏ま	正(R5.5)による
	え、船舶の構造、設備等の安全基準の整備、見直しを随時行う	
	ほか、船舶検査を実施し、基準不適合船舶の排除を行う。ま	
	た、改良型救命いかだ等の積付け、遭難時に位置等を発信で	
	きる装置の積付けの義務化、船体の水密化の強化等により、小	
	型旅客船等の安全性の向上を図るほか、小型船舶検査機構	
	による検査業務の改善が図られるよう適切に指導・監督する。	
<u>ウ</u> 東北運輸局(青森運輸支局)は、危険物の運送条件、取扱 <u>い</u>	ク 東北運輸局(青森運輸支局)は、危険物の運送条件、取扱方	
方法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図る。	法、船舶の構造・設備等の規定の徹底を図る。	
エ 東北運輸局(青森運輸支局)は、危険物運送船の技術基準	(削除)	防災基本計画の修
の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物		正(R5.5)による
運搬船等の立入検査を実施する。		

型水台寺次台对水柵 第3早 自己对水、事以次台对水山画	1 1.	I I
現 行	変更案	変更理由
オ 東北運輸局(青森運輸支局)は、海上における安全の確保及	(上記才に移動)	
び海洋環境の保全のために国際基準に適合していない船舶		
(サブ・スタンダード船)の排除を目的として、外国船舶に対す		
る立入検査等の監督(ポートステートコントロール:PSC)の実		
施を積極的に推進する。		
<u>カ</u> 第二管区海上保安本部(青森·八戸海上保安部)は、被害の	ケ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、被害の	
発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行う。	発生を未然に防止するため、次の規制及び指導を行う。	
(2) 情報の収集・連絡体制等の整備	(2) 情報の収集・連絡体制等の整備	
<u>(新設)</u>	エ 東北運輸局(青森運輸支局)は、重大な事故の情報、過去の	防災基本計画の修
	行政処分歴等を公表する。また、国による安全情報の拡充、旅	正(R5.5)による
	客船事業者の安全性評価・認定制度等により、旅客船事業者	
	に係る更なる安全情報の充実を図る。	
(4) 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	(4) 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	
ア 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、捜索、	ア 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、捜索、	
救助・救急、消火活動を実施するための船艇、航空機及び潜	救助・救急、消火活動を実施するための船艇、航空機及び潜	
水機材等の資機材の整備促進に努める。	水機材等の資機材の整備促進に努める。また、救助・救急活	防災基本計画の修
	動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成・配置に努め	正(R5.5)による
オ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)及び消防	オ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部) <u>は、大規模</u>	防災基本計画の修
機関は、平時から連携を図り、消防体制の整備に努める。	な海上災害の発生に備え、県、市町村(消防機関)等との業務	正(R5.5)による
	協定等を踏まえ、連携して消火活動を行うための体制の整備	
	 に努める。	

現 行	変更案	変更理由
Ⅱ 海上排出油等及び海上火災対策	Ⅱ 海上排出油等及び海上火災対策	
1 予防対策	1 予防対策	
3 実施内容	3 実施内容	
(4) 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	(4) 捜索、救助・救急、医療及び消火活動体制の整備	
ア 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、捜索、	ア 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、捜索、	
救助・救急、消火活動を実施するための船艇、航空機及び潜	救助・救急、消火活動を実施するための船艇、航空機及び潜	
水機材等の資機材の整備促進に努める。	水機材等の資機材の整備促進に努める。また、救助・救急活	防災基本計画の修
	動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成・配置に努め	正(R5.5)による
	<u>3.</u>	B- // + 1.31 - 7 - 1/2
オ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)及び消防	オ 第二管区海上保安本部(青森・八戸海上保安部)は、大規模	防災基本計画の修
機関は、平時から連携を図り、消防体制の整備に努める。	な海上災害の発生に備え、県、市町村(消防機関)等との業務	正(R5.5)による
	<u>協定等を踏まえ、連携して消火活動を行うための</u> 体制の整備 に努める。	
(新設)	(6) 危険物等の大量流出時における防除活動関係	 防災基本計画の修
(MID)	東北運輸局(青森運輸支局)は、船舶からの危険物等の流出	正(R5.5)による
	による海洋汚染を防止するため、技術の進展や事故の傾向等を	正(110:0) (250
	踏まえ、船舶の構造、設備等の技術基準の整備、見直しを随時	
	行う。また、船舶検査を通じて、基準不適合船舶の排除を行う。	
(6) 防災訓練の実施	(7) 防災訓練の実施	
(<u>7</u>) 海上防災思想の普及	(<u>8</u>) 海上防災思想の普及	
(8) 再発防止対策の実施	 (9)再発防止対策の実施	
(点) 特先例正列来の天脈	(型) 特先例正列象の失態	

現 行	変 更 案	変更理由
第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 5 生活再建の支援 (国、県、市町村) (略) 被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 (略)	第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 5 生活再建の支援 (国、県、市町村) (略) 被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 (略)	防災基本計画の修 正(R5.5)による
6 義援物資、義援金の受入れ(市町村) (2) 義援金の受入れ、配分(県健康福祉部、市町村)	6 義援物資、義援金の受入れ(市町村) (2) 義援金の受入れ、配分(県健康福祉部、 <u>県出納局、</u> 市町村)	義援金受入業務を 行う県出納局の追 加
12 被災者台帳の作成(県関係部局、市町村) 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 (略)	12 被災者台帳の作成(県関係部局、市町村) 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 (略)	防災基本計画の修 正(R5.5)による

地震•津波災害対策編 目次

地震• 洋波災害対東編 日 <i>次</i>				
現 行	変 更 案	変更理由		
目 次	目 次			
※ 網掛け部分は修正のある節	※ 網掛け部分は修正のある節			
第1章 総則	第1章 総則			
第1章 総則	第1章 総則			
第1節 計画の目的	第1節 計画の目的			
第2節 計画の性格	第2節 計画の性格			
第3節 計画の構成	第3節 計画の構成			
第4節 各機関の実施責任	第4節 各機関の実施責任			
第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大網	第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大網			
第6節 県の概況	第6節 県の概況			
第7節 青森県の主な活断層	第7節 青森県の主な活断層			
第8節 青森県の地震・津波	第8節 青森県の地震・津波			
第9節 地震・津波による被害想定	第9節 地震・津波による被害想定			
第10節 災害の想定	第10節 災害の想定			
第2章 防災組織	第2章 防災組織			
第1節 県防災会議	第1節 県防災会議			
第2節 配備態勢	第2節 配備態勢			
第3節 県災害対策本部	第3節 県災害対策本部			
第4節 災害対策本部に準じた組織	第4節 災害対策本部に準じた組織			
第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織	第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織			
第3章 災害予防計画	────────────────────────────────────			
第3章 火舌ア防計画 第1節 調査研究	第1節 調査研究			
第1別 調査研先 第2節 業務継続性の確保	第1則 調査研先 第2節 業務継続性の確保			
第3節 防災業務施設・設備等の整備	第3節 防災業務施設・設備等の整備			
第3則 防炎素務施設・設備寺の登備 第4節 青森県防災情報ネットワーク	第4節 青森県防災情報ネットワーク			
第5節 自主防災組織等の確立	第5節 自主防災組織等の確立			
第6節 防災教育及び防災思想の普及	第6節 防災教育及び防災思想の普及			
第7節 企業防災の促進	第7節 企業防災の促進			

地震•津波災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
第8節 防災訓練	第8節 防災訓練	
第9節 避難対策	第9節 避難対策	
第 10 節 災害備蓄対策	第 10 節 災害備蓄対策	
第 11 節 津波災害対策	第 11 節 津波災害対策	
第 12 節 火災予防対策	第 12 節 火災予防対策	
第 13 節 水害対策	第 13 節 水害対策	
第 14 節 土砂災害対策	第 14 節 土砂災害対策	
第 15 節 建築物等対策	第 15 節 建築物等対策	
第 16 節 都市災害対策	第 16 節 都市災害対策	
第 17 節 要配慮者安全確保対策	第17節 要配慮者安全確保対策	
第 18 節 防災ボランティア活動対策	第 18 節 防災ボランティア活動対策	
<u>(新設)</u>	第 19 節 災害廃棄物対策	
第 19 節 積雪期の地震災害対策	第 20 節 積雪期の地震災害対策	
第 <u>20</u> 節 文教対策	第 <u>21</u> 節 文教対策	
第 <u>21</u> 節 警備対策	第 <u>22</u> 節 警備対策	
第22節 交通施設対策	第23_節 交通施設対策	
第23節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	第 24 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	
第 24 節 危険物施設等対策	第 25 節 危険物施設等対策	
第 25 節 複合災害対策	第 <u>26</u>	
 第 4 章 災害応急対策計画	第4章 災害応急対策計画	
第1節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達	第1節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達	
第2節 情報収集及び被害等報告	第2節 情報収集及び被害等報告	
第3節 通信連絡	第3節 通信連絡	
第4節 災害広報・情報提供	第4節 災害広報・情報提供	
第5節 自衛隊災害派遣要請	第5節 自衛隊災害派遣要請	
第6節 広域応援	第6節 広域応援	
第7節 航空機運用	第7節 航空機運用	
第8節 避 難	第8節 避 難	
第9節 消 防	第9節 消 防	

地震•津波災害対策編 目次

現 行	変更案	変更理由
第 10 節 水 防	第 10 節 水 防	
第11節 救 出	第 11 節 救 出	
第12節 食料供給	第 12 節 食料供給	
第 13 節 給 水	第 13 節 給 水	
第 14 節 応急住宅供給	第 14 節 応急住宅供給	
第 15 節 遺体の捜索、処理、埋火葬	第 15 節 遺体の捜索、処理、埋火葬	
第 16 節 障害物除去	第 16 節 障害物除去	
第 17 節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与	第 17 節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与	
第 18 節 医療、助産及び保健	第 18 節 医療、助産及び保健	
第 19 節 被災動物対策	第 19 節 被災動物対策	
第 20 節 輸送対策	第 20 節 輸送対策	
第 21 節 労務供給	第 21 節 労務供給	
第22節 防災ボランティア受入・支援対策	第22節 防災ボランティア受入・支援対策	
第 23 節 防 疫	第 23 節 防 疫	
第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止	第24節 廃棄物等処理及び環境汚染防止	
第 25 節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定	第 25 節 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定	
第 26 節 金融機関対策	第 26 節 金融機関対策	
第 27 節 文教対策	第 27 節 文教対策	
第 28 節 警備対策	第 28 節 警備対策	
第29節 交通対策	第29節 交通対策	
第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	第30節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	
第 31 節 石油燃料供給対策	第 31 節 石油燃料供給対策	
第 32 節 危険物施設等災害応急対策	第32節 危険物施設等災害応急対策	
第33節 海上排出油等及び海上火災応急対策	第33節 海上排出油等及び海上火災応急対策	
第5章 災害復旧対策計画	第5章 災害復旧対策計画	
第1節 公共施設災害復旧	第1節 公共施設災害復旧	
第2節 民生安定のための金融対策	第2節 民生安定のための金融対策	
第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	

地震•津波災害対策編 目次

	現 行		変 更 案	変更理由
第6章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	第6章	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画	
第1節	総 則	第1節	総 則	
第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	第2節	地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関す	第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関す	
	る事項		る事項	
第4節	関係者との連携協力の確保に関する事項	第4節	関係者との連携協力の確保に関する事項	
第5節	後発地震への注意を促す情報が発信された場合にとるべき	第5節	北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとる	
	防災対応に関する事項		べき防災対応に関する事項	
	防災訓練に関する事項		防災訓練に関する事項	
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	

現 行	変 更 案	変更理由
第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 (5) 青森労働局 ウ 被災労働者に対する災害補償に関すること	第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大綱 3 指定地方行政機関 (5) 青森労働局 ウ 被災者に対する <u>労働</u> 災害補償に関すること	青森労働局からの 意見
第6節 県の概況	第6節 県の概況	
7 道路 なお、県内の国・県道の実延長は令和2年(2020年)3月31日 現在3,948.6kmで、うち改良済延長3,008.0km(改良率:76.2%)、舗 装済延長2,797.1km(舗装率:70.8%)となっている。	7 道路 なお、県内の国・県道の実延長は令和3年(2021年)3月31日 現在3,967.7kmで、うち改良済延長3,034.5km(改良率:76.4%)、舗 装済延長2,840.7km(舗装率:71.6%)となっている。	時点修正
10 土地利用状況 本県の地形は、県土の半分が山地・火山地、3分の1が平地(台地及び低地等33.1%)及び丘陵地でおおわれており、平地部の占める割合が高く、かつ、その占める面積は都道府県中北海道、茨城県に次いで全国3位となっている。 土地利用状況は、この地形を反映して森林が6,328k ㎡(65.6%(うち国有林62.3%))を占め、次いで農用地が1,510k ㎡(15.7%)を占めている。農用地のうち田は798k ㎡と農用地全体の52.8%を占めており、土地利用が米を主体とする本県の農業形態を端的に表している。	10 土地利用状況 本県の地形は、県土の半分が山地・火山地、3分の1が平地(台地及び低地等33.1%)及び丘陵地でおおわれており、平地部の占める割合が高く、かつ、その占める面積は都道府県中北海道、茨城県に次いで全国3位となっている。 土地利用状況は、この地形を反映して森林が6,323k ㎡(65.5%(うち国有林62.3%))を占め、次いで農用地が1,496k ㎡(15.5%)を占めている。農用地のうち田は792k ㎡と農用地全体の52.9%を占めており、土地利用が米を主体とする本県の農業形態を端的に表している。	時点修正

玥	行
- 74	1 J

○県土の利用形態別構成(平成30年(2018年)10月1日現在)

	青	県	A = 1# D II (0 ()
区 分	面 積 (km²)	構 成 比 (%)	全国構成比(%)
1)農 地	1, 510	15.7	11.7
2)森 林	6, 328	65.6	66.2
3)原 野 等	106	1. 1	0.9
4) 水面・河川・水路	3 4 9	3.6	3.6
5)道路	293	3. 0	3. 7
6) 宅 地	3 4 0	3. 5	5. 2
住 宅 地	203	2. 1	3. 2
工業用地	2 1	0. 2	0.4
その他の宅地	1 1 7	1. 2	1. 6
7) そ の 他	7 1 9	7. 5	8. 7
合 計	9,646	100.0	100.0

11 産業及び産業構造の変化

本県の15歳以上の総就業人口は、<u>平成27</u>年国勢調査によると 625,970人で、その産業別就業者数は第三次産業が全体の67.2% (分類不能の産業を除く)を占め、次いで第二次産業(20.4% (同))、第一次産業(12.4%(同))となっている。

その内容は、卸売・小売業が 97,079 人で最も多く、就業者総数の 15.5%を占めている。次いで医療・福祉が83,632 人(13.4%)、農業、林業が67,513 人(10.8%)、製造業が64,158 人(10.2%)、建設業が59,390 人(9.5%)などとなっている。

なお、産業別就業人口の割合は、第一次、第二次産業は減少 し、第三次産業は上昇している。

変更案

月左)

○県土の利用形態別構成(令和3年(2021年)10月1日現在)

区 分	青	集 県	全国構成比(%)
区 分	面積(km²)	構成比(%)	王国傳成比(%)
1)農 地	1, 496	15.5	11.6
2)森 林	6, 323	65.5	66.2
3)原 野 等	1 1 0	1. 1	0.8
4)水面・河川・水路	3 4 9	3.6	3.6
5)道 路	2 9 6	3. 1	3.8
6) 宅 地	3 4 3	3.6	5. 2
住 宅 地	2 0 4	2. 1	3. 2
工 業 用 地	2 2	0.2	0.4
その他の宅地	1 1 7	1. 2	1. 6
7)そ の 他	7 2 9	7. 6	8.8
合 計	9,646	100,0	100,0

11 産業及び産業構造の変化

本県の 15 歳以上の総就業人口は、<u>令和2</u>年国勢調査によると 602,391 人で、その産業別就業者数は第三次産業が全体の 68.6% (分類不能の産業を除く)を占め、次いで第二次産業(20.0% (同))、第一次産業(11.4%(同))となっている。

その内容は、卸売・小売業が 92,813 人で最も多く、就業者総数の 15.4%を占めている。次いで医療・福祉が86,923 人(14.4%)、製造業が60,581 人(10.1%)、農業、林業が60,306 人(10.0%)、建設業が57,116 人(9.5%)などとなっている。

なお、産業別就業人口の割合は、第一次、第二次産業は減少 し、第三次産業は上昇している。 時点修正

変更理由

時点修正

		現行								変	更案				変更理由
○産業別就業	人口			(単位	:人、%)	0	産業	業別就業	(人口		22 214		(単位:	人、%)	
	平成17年	平成22年		平成27年			区	分	平成22年		平成27年	L## . K. L.	令和2年	I++ . IN II	時点修正
区 分	構成」	Ł	構成比	-	構成比		4	 総 数	639, 584	構成比	625, 970	構成比	602, 391	構成比	
就 数	688, 438 100.			625, 970	100. 0	就	<u> </u>		-					100.0	
第1次産業	96, 192 14.	1 81, 042	13. 0	75, 300	12. 4	業	i –	1次産業			*			11. 4	
第2次産業	146, 772 21.	5 127, 978	20. 6	124, 032	20. 4	者	i	2次産業		20.6	124, 032		118, 134	20.0	
第3次産業	439, 030 64.		66. 4	407, 585	67. 2		ı	3次産業				67.2	404, 441	68.6	
主 2) 産業3部	分類不能の産 門別構成比は約 国勢調査の結果	数から分類			て算出				は分類不能の時間の関係である。			不能の産	産業を除い	て算出	

地震•津波災害対策編 第2章 防災組織

態勢 準備態	号)収集・共有 災 (況により警 急)に移行でき て	2号-1 後害情報等の収集・共有、応	配備態勢 	非常能勢			第2節	配備態勢	_	
略号 1号 災害情報等のの を実施し、状が 戒態勢に円滑に	号)収集・共有 災 (況により警 急)に移行でき て	2号-1 後害情報等の収集・共有、応	2 号-2	非常態勢						
災害情報等の収 を実施し、状況 戒態勢に円滑に	収集・共有 災 況により警 急 に移行でき て	後害情報等の収集・共有、応	2 号 - 2		態勢	準備態勢	1	警戒態勢	非常能勢	県の防災対策の
概要 戒態勢に円滑に	に移行できて	後害情報等の収集・共有、応 動対策を実施し、投資に広じ		3 号	略号	1号	2号-1	2 号-2	3 号	
		は対象を実施し、 れんに応じて に警戒態勢 2 号 - 2 に円滑に 8行できる態勢	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢 に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は 発生するおそれがある場合に おいて、全庁的に応急対策を 実施する態勢	概要	を実施し、状況により書	び 答情報等の収集・共有、応 ・急対策を実施し、状況に応じ ・て警戒態勢 2 号 - 2 に円滑に 移行できる態勢	火台情報守の収集・火行し、心心別	大規模な災害が発生し、又は 発生するおそれがある場合に おいて、全庁的に応急対策を 実施する態勢	直しによる
配信基準 配信基準 配信基準 の	発・域た・水・事・てベ・た発・数を装御を装御を装御を装御を装御を装御を装御を装御を乗が返ります。	場合 水位周知河川で、遊離判断 位に到達した場合 夜間から明け方に、前配の 事業が予想される場合 最大山又は八甲田山におい 「噴火警報のうち噴火警戒レ	警報のうち噴火警戒レベル3が発表 された場合 ・震度5強の地震が観測された場合 ・津波注意報が発表された場合 ・知事が指示したとき	・気象の特別警報が発表された場合 ・岩木山、八甲田線のうされた場合 ・岩木山、八甲田線のうされたでは、4小野等発表した場合を表した場合とのでは、4小野線を表した場合を表した場合を表した大学を表しています。	配備基準	・狭のいずれかの気象音 での大型を変化 の大調を変化 の大調を変化 の強調性注意機 の強調性注意機 の変と注意を の変と で変化 ・無理性 が関係 が が が が が が が が が が が が が が が が が が		・社会・ ・	・気象の か	
設置す る組織	-	災害情報連絡室	災害警戒本部 配備基準に該当する地方支部	災害対策本部配備基準に該当する地方支部	設置す		災害情報連絡室	災害警戒本部	災害対策本部	
			(危機管理局長が決定) 危機管理局長	(知事が決定) 知事	る組織			配備基準に該当する地方支部 (危機管理局長が決定)	配備基準に該当する地方支部 (知事が決定)	
配備決 防災危機管: 定者	管理課長	防災危機管理課長	75.00 - 7777		配備決	防災危機管理課長	防災危機管理課長	危機管理局長	知事	
			危機管理局長	知事	定者	约 火池 读言 座 除 戊	四火心城市埋除 其	危機管理局長	知事	
服勢責 防災危機管 佐書 無機管理社		防災危機管理課長	災害警戒本部長 (危機管理局長)	本部長 (知事)	態勢責		防災危機管理課長	災害警戒本部長 (危機管理局長)	本部長 (知事)	
任者 危機管理対	刈束 G M		災害警戒本部地方支部長 (地域県民局地域連携部長)	支部長 (県民局長)	任者	危機管理対策GM	岁火心惊音经味 技	災害警戒本部地方支部長 (地域県民局地域連携部長)	支部長(県民局長)	
			※下段は地方支部が設置される場	合		•		※下段は地方支部が設置される#	i 合	

現 行	変 更 案	変更理由
第3節 防災業務施設・設備等の整備	第3節 防災業務施設・設備等の整備	
3 実施内容	3 実施内容	
(3) 通信施設・設備等	(3) 通信施設・設備等	
県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する情報の収	県、市町村等の防災関係機関は、防災に関する情報の収	
集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワー	集、伝達を迅速に行うため、衛星通信、県防災情報ネットワー	
ク(IP電話・文書データ伝送、回線構成図は節末のとおり)、固	ク(IP電話・文書データ伝送、回線構成図は節末のとおり)、固	
定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全	定電話・ファクシミリ、携帯電話、衛星携帯電話、公共安全	
LTE(PS-LTE)、インターネット、電子メール等最新の情報関連	LTE(PS-LTE)、インターネット、電子メール等最新の情報関連	
技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SN	技術の導入や、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SN	
Sの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進に努める。デ	Sの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進、定期的な	防災基本計画の修
ジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準	訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築に努める。デジ	正(R5.5)による
化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制	タル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化	
整備を図る。	や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整	
	備を図る。	
(略)	(略)	
市町村は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、	市町村は、住民への情報伝達を迅速かつ的確に行うため、	
市町村防災行政無線等情報伝達網、全国瞬時警報システム	市町村防災行政無線等情報伝達網、全国瞬時警報システム	
(J-ALERT)の整備を図る。	(J-ALERT)の整備を図る。	
	なお、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防	防災基本計画の修
	犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるように	正(R5.5)による
	するため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その	
	他の必要な施策を講じる。また、障害の種類及び程度に応じて	
	障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に	
	行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報	
(m/z \	<u>の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講じる。</u>	
(昭各)	(略)	

現 行	変 更 案	変更理由
(4) 水防施設・設備 水防管理団体(市町村)及び県(県土整備部)は、水防活動 組織を確立し、重要水防区域、危険箇所等における具体的な 水防工法を検討しておくとともに、水防活動に必要なスコップ、 掛矢、麻袋、丸太等の水防資機材及びこれらを備蓄する水防 倉庫を整備、点検する	(4) 水防施設・設備 水防管理団体(市町村)及び県(県土整備部)は、水防活動 組織を確立し、重要水防 <u>箇所</u> 、危険箇所等における具体的な 水防工法を検討しておくとともに、水防活動に必要なスコップ、 掛矢、麻袋、丸太等の水防資機材及びこれらを備蓄する水防 倉庫を整備、点検する	県土整備部からの 意見による修正
(8) その他施設・資機材等 (略)	(8) その他施設・資機材等 (略) 県及び市町村は、特に防災活動上必要な学校、公民館、道の駅などの公共施設等及び指定避難所(指定緊急避難場所に指定している施設を含む。)を定期的に点検する。 国(国土交通省)、県(県土整備部)及び市町村は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。 国(国土交通省)、県及び市町村は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。	防災基本計画の修 正(R5.5)による

現 行	変 更 案	変更理由
第4節 青森県防災情報ネットワーク	第4節 青森県防災情報ネットワーク	
3 実施内容	3 実施内容	
(1) 青森県防災情報ネットワークの活用	(1) 青森県防災情報ネットワークの活用	
県独自の防災専用回線として、光 <u>イーサ</u> 回線により県、市町	県独自の防災専用回線として、光回線により県、市町村、防災	青森県防災情報さ
村、防災関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。	関係機関を接続し、以下の機器により情報伝達を行う。	ットワーク更新に伴
イ 文書データ伝送用端末	イ 文書データ伝送用端末	う修正
<u>(ア)</u> 端末局間の文書データ伝送	端末局間の文書データ伝送	
(イ) 総合防災情報システムによる防災情報の伝送	(削除)	
<u>ウ 移動系無線</u>		
県庁公用車、地域県民局地域連携部・地域整備部等の公用		
車の一部には、平成5年度に運用開始した移動局が搭載されて		
<u>いる。</u>		
(2) 青森県総合防災情報システムの活用	(2) 青森県総合防災情報システムの活用	
ウ 防災情報の共有化	ウ 防災情報の共有化	
青森県防災情報ネットワークにより各機関を接続し、統合化、	(削除)	青森県防災情報
高度化された防災情報を県、市町村、防災関係機関で共有す		ットワーク更新に作
<u>る。</u>		う修正
(ア) 青森県総合防災情報システム端末の設置		
県防災危機管理課、関係課及び災害対策本部等、市町村、防		
災関係機関に設置した青森県総合防災情報システム端末(青森		
県防災情報ネットワークの文書データ伝送用端末にて操作するも		
のを含む。)により、防災情報を収集・伝達する。また、システムに		
登録された防災情報は、各機関において情報共有する。		
(イ) 県民への情報提供		
インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急	インターネットを活用し、危険箇所や指定避難所及び指定緊急	
避難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関	避難場所(以下「指定避難所等」という。)の所在、防災啓発に関	
する情報等をホームページにより県民に提供する。	する情報等をホームページ等により県民に提供する。	
青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指	青森県総合防災情報システムに入力された避難指示等や、指	
定避難場所の開設等の情報は、ホームページ及びLアラートに	定避難場所の開設等の情報は、ホームページ及びLアラート等	
て、住民へ伝達する。	により、住民及び報道機関へ伝達する。	

現 行	変更案	変更理由
第6節 防災教育及び防災思想の普及	第6節 防災教育及び防災思想の普及	3434
3 実施内容	3 実施内容	
(2) 住民に対する防災思想の普及	(2) 住民に対する防災思想の普及	
ア国、県、市町村等防災関係機関は、津波による人的被害を軽	ア 国、県、市町村等防災関係機関は、津波による人的被害を軽	
減する方策として住民一人ひとりの避難行動が基本となること	減する方策として住民一人ひとりの避難行動が基本となること	
を踏まえ、以下を実施する。	を踏まえ、以下を実施する。	
	・地震情報(震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、	防災基本計画の修
	地震活動の状況等)、北海道・三陸沖後発地震注意情報等の	正(R5.5)による
	解説 解説	
・津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明	・津波警報等や避難指示等の意味と内容の説明	
・自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)が避	・自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)が避	
難の妨げになることなどの啓発活動	難の妨げになることなどの啓発活動	
・学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災	・学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災	
教育	教育	
(略)	(略)	
(イ) 普及内容	(イ) 普及内容	
a 基礎的な地震・津波被害に関すること	a 基礎的な地震・津波被害に関すること	
(略)	(略)	
・ 津波の第1波は引き波だけでなく押し波から始まることもあ	・ 津波の第1波は引き波だけでなく押し波から始まることもある	
ること、第2波、第3波等の後続波の方が大きくなる可能性、	こと、第2波、第3波等の後続波の方が大きくなる可能性、数	
数時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続す	時間から場合によっては一日以上にわたり津波が継続する	
る可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体	可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体	
感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震	感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震 <u>、</u>	防災基本計画の修
の発生の可能性など、津波の特性に関する情報	<u>火山噴火等による津波</u> の発生の可能性など、津波の特性に	正(R5.5)による
	関する情報	
(略)	(略)	
エ 県及び市町村は、国、防災関係機関等の協力を得つつ、地	エ 県及び市町村は、国、防災関係機関等の協力を得つつ、地	
域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう以下の施	域住民の適切な避難や防災知識・活動に資するよう以下の施	
策を講じる。	策を講じる。	

地震·津波災害対策編 第3章 災害予防計画		
現 行	変 更 案	変更理由
(ウ) 土砂災害 <u>危険個所</u> 等の土砂災害に関する総合的な資料 として図面表示などを含む形で取りまとめたハザードマップ、 防災マップ、土砂災害時の行動マニュアル等を分かりやすく 作成し、住民等に配布する。	(ウ) 土砂災害警戒区域等の土砂災害に関する総合的な資料として図面表示などを含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、土砂災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布する。	県土整備部からの 意見による修正
第9節 避難対策 3 実施内容 (2) 指定避難所の整備等 (略)	第9節 避難対策 3 実施内容 (2) 指定避難所の整備等 (略)	
各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の 継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期 的な情報交換に努めるものとする。	各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。	防災基本計画の修 正(R5.5)による
(略) ア 施設・設備の整備	(略) ア 施設・設備の整備 貯水槽、井戸、トイレ(仮設トイレ、マンホールトイレ、男女共用の多目的トイレを含む)、照明、ガス設備、換気設備、空調設備、通信設備等の整備に努める。また、停電対策のため、非常用電源の整備や、電力容量の拡大に努める。 エ 指定避難所の指定 (オ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること	防災基本計画の修 正(R5.5)による
	特に、要配慮者に対しては円滑な情報伝達ができるよう、 多様な情報伝達手段の確保に努めること	防災基本計画の修 正(R5.5)による

現 行	変更案	変更理由
(<u>ਭ</u>) 広域一時滞在に係る手順等の策定 (<u>10</u>) その他	(9) 被災者支援の仕組みの整備 県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当 する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連 携して被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する 取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。 (10) 広域一時滞在に係る手順等の策定 (11) その他	防災基本計画の修 正(R5.5)による
第14節 土砂災害対策 3 実施内容 (2) 土砂災害危険個所の把握及び住民等への周知徹底 国及び県は、相互に緊密な連携のもとに、土砂災害危険個所 の現況を把握し、その資料、情報を速やかに市町村及びその他 防災関係機関に提供する。 市町村は、土砂災害危険個所を地域防災計画に掲載するとと もに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺 の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性 質、土地の保全義務、異常現象等についての普及啓発を図る。 (4) 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導 ア 土砂災害危険箇所及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限	第14節 土砂災害対策 3 実施内容 (2) 土砂災害警戒区域等の把握及び住民等への周知徹底 国及び県は、相互に緊密な連携のもとに、土砂災害警戒区域等の現況を把握し、その資料、情報を速やかに市町村及びその他防災関係機関に提供する。 市町村は、土砂災害警戒区域等を地域防災計画に掲載するとともに、広報誌等によって地域住民に周知徹底し、危険箇所周辺の住民に対しては、土砂災害全般に対する知識、危険箇所の性質、土地の保全義務、異常現象等についての普及啓発を図る。 (4) 土砂災害防止に配慮した土地利用の誘導ア 土砂災害警戒区域等及び周辺の状況に応じた「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」、「地すべり等防止法」、「砂防法」、「森林法」に基づく区域指定の促進及びこれに基づく土地利用の制限	県土整備部からの意見による修正

現 行	変 更 案	変更理由
(6) 盛土による土砂災害防止対策事業 危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに 撤去命令等の是正指導を行う。また、当該盛土について、対策が 完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報 の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や 支援を行うものとする。	(6) 盛土による土砂災害防止対策事業 危険が確認された盛土について、 <u>宅地造成及び特定盛土等</u> 規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導 を行う。また、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、 市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直 しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとす る。	防災基本計画の修 正(R5.5)による
第17節 要配慮者安全確保対策 3 実施内容 (3) 個別避難計画の作成及び運用 ア 計画の作成 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。	第17節 要配慮者安全確保対策 3 実施内容 (3) 個別避難計画の作成及び運用 ア 計画の作成 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。 国(気象庁)は、市町村に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援するものとする。	防災基本計画の修 正(R5.5)による
<u>(新設)</u>	ウ 被災者支援業務の迅速化・効率化 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難 行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技 術を活用するよう積極的に検討するものとする。	防災基本計画の修 正(R5.5)による

地震•津波災害対策編 第3章 災害予防計画

現 行	変 更 案	変更理由
<u>ウ</u> 関係機関への計画の提供	<u>エ</u> 関係機関への計画の提供	
工 計画に係る各種体制の整備 市町村は、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援 者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制 の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個 別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものと する。	才 計画に係る各種体制の整備 市町村は、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、 多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。	防災基本計画の修 正(R5.5)による
<u>オ</u> 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮	<u>カ</u> 計画が作成されていない避難行動要支援者への配慮	
<u>カ</u> 地区防災計画との整合	<u>キ</u> 地区防災計画との整合	
(新設)	ク 市町村への取組支援 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、 事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支 援に努めるものとする。	防災基本計画の修 正(R5.5)による

地展"伴似火音对水柵 第3年 火音子切削 四		Т
現 行	変 更 案	変更理由
第 18 節 防災ボランティア活動対策	第 18 節 防災ボランティア活動対策	
3 実施内容	3 実施内容	
(6) 防災ボランティア活動の環境整備	(6)防災ポランティア活動の環境整備	
国、県、市町村等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊	国、県、市町村等防災関係機関は、ボランティアの自主性を尊	
重しつつ、日本赤十字社青森県支部、県・市町村社会福祉協議	重しつつ、日本赤十字社青森県支部、県・市町村社会福祉協議	
会及び NPO 等との連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボ	会及びNPO 等との連携を図るとともに、 <u>災害</u> 中間支援組織	防災基本計画の修
ランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体	(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含め	正(R5.5)による
制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に	た連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動	
行われるよう、その活動環境の整備を図る。	が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。	
	県は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、	防災基本計画の修
	県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に	正(R5.5)による
	努めるとともに、当該災害中間支援組織や県域において災害ボ	
	ランティアセンターの運営を支援する者(県社会福祉協議会等)と	
	の役割分担等をあらかじめ定めるよう努める。	
	市町村は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るた	
	め、市町村地域防災計画等において、災害ボランティアセンター	
	を運営する者(市町村社会福祉協議会等)との役割分担等を定	
	めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所に	
	ついては、市町村地域防災計画に明記すること、相互に協定を	
	締結すること等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。	
(略)	(略)	

現 行	変 更 案	変更理由
(新設)	第 19 節 災害廃棄物対策	防災基本計画の修
	1 方 針	正(R5.5)による
	地震・津波災害時において、住民の健康への配慮や安全の確保、	
	衛生や環境面での安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体	
	制の整備等を図るものとする。	
	2 実施機関	
	東北地方環境事務所	
	県(環境生活部)	
	<u>市町村</u>	
	3 実施内容	
	(1) 市町村は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ	
	迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確	
	保や運用方針、一般廃棄物(指定避難所のごみや仮設トイレのし	
	展等)の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町 は8月間東光光祭」の連携、独力のより大祭によりて、災害廃	
	村や民間事業者等との連携、協力のあり方等について、災害廃 棄物処理計画において具体的に示すものとする。	
	(2) 県は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速	
	に災害廃棄物を処理できるよう、市町村が行う災害廃棄物対策に	
	対する技術的な援助を行うとともに、地方自治法に基づき、市町	
	村から災害廃棄物処理に関する事務を委託された場合における	
	仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等と	
	の連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画におい	
	て具体的に示すものとする。	
	(3) 国(環境省等)、県及び市町村は、大量の災害廃棄物の発生に	
	備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。また、市町村	
	は、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、	
	広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に	
	一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災	

地震•津波災害対策編 第3章 災害予防計画

現 行	変 更 案	変更理由
	害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図るも	
	<u>のとする。</u>	
	(4) 国(環境省)、県及び市町村は、災害廃棄物対策に関する広域	
	的な連携体制や民間連携の促進等に努めるものとする。	
	(5) 国(環境省)、県及び市町村は、災害廃棄物に関する情報のほ	
	か、災害廃棄物処理支援ネットワーク(D. Waste-Net)、災害 廃棄物処理支援員制度(人材バンク)、地域ブロック協議会の取	
	展来初処理又援負刑及(八材/ング)、地域プロッグ励議云の収 組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努	
	めるものとする。	
	·/ V U ·/ C / V 0	
第 <u>19</u> 節 積雪期の地震災害対策	第 <u>20</u> 節 積雪期の地震災害対策	
第 <u>20</u> 節 文教対策	第 <u>21</u> 節 文教対策	
第 21 節 警備対策	第 22 節 警備対策	
カ <u>こ「</u> 助	カ <u>に </u>	
第 <u>22</u> 節 交通施設対策	第 <u>23</u> 節 交通施設対策	

現 行	変 更 案	変更理由
第 23 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	第 24 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	
5 電気通信設備	5 電気通信設備	
(1) 実施機関	(1) 実施機関	
東日本電信電話株式会社青森支店	東日本電信電話株式会社青森支店	
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	
株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店)	株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店)	
KDDI株式会社	KDDI株式会社	
ソフトバンク株式会社	ソフトバンク株式会社	
	楽天モバイル株式会社	指定公共機関の追
(2) 実施内容	(2) 実施内容	加による
オ 大規模災害時の通信確保対策	オ 大規模災害時の通信確保対策	
(ア) 災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備す	(ア) 災害時に備え、重要通信に関するデータベース <u>の</u> 整備 <u>、定</u>	防災基本計画の修
る。	期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築を図る。	正(R5.5)による
第 <u>24</u> 節 危険物施設等対策	第 <u>25</u> 節 危険物施設等対策	
第 <u>25</u> 節 複合災害対策	第 <u>26</u> 節 複合災害対策	

現 行	変 更 案 変	E 更理由
第1節 津波警報等・地震情報等の発表及び伝達 1 実施責任者 (1) 津波警報等、津波予報及び地震、津波に関する情報 気象庁	気象庁	2方気象台か
2 実施内容	2 実施内容	見による修正
(1) 情報の種類と発表基準 ア 大津波警報・津波警報・津波注意報 (ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等	(1) 情報の種類と発表基準 ア 大津波警報・津波警報・津波注意報 (ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等	
	(7) 八件収言 **(本) (八字 (八字) (八字	
津波警報等の種類 発表基準 数値での発表 (津波の高さの予想の区分) 巨大地震の 場合の発表 取るべき行動	発表される津波の高さ	设告に対する 連絡による
子想される津 被の高さが高いところで3 mを超える場 合 10m超 (10m< 予想高さ) mを超える場 (5 m< 予想高さ≦10m) 本造家屋が全壊・流出準波による流れに巻きる。沿岸部や川沿いには、ただちに高台や津 ルなど安全な場所へ離 警報が解除されるまで	、人はまれるはまれる人とである人とである。 ・大津波警報 10m超 巨大な津波が襲い、木造家屋が全壌・流出し、人は津波によるを壊・流出し、人は津波によるが高いと大波の高さ) ごろで3mをする。 大津波警報 大津波警報 10m 川沿いにいる人は、ただちに高りで全な場所へ避難する。警報が解除されまた。	
5 m (3 m < 予想高さ≦5 m) 標高の低いところでは 波の高さが高 いところで1 操波による流れに巻き	。 人は	
mを超え、3 m以下の場合 3 m (1 m < 予想高さ≦3 m) 高い 高い だだちに高台や津波避 ど安全な場所へ避難す が解除されるまで安全 ら離れない。	・る人は	
予想される津 波の高さが高いところで0.2 叫以上、1 m 以下の場合で あって、津波による災害の おそれがある 場合 (0.2m ≦ 予想高さ≦ 1 m) (表記しない。) (表記しない) (表記しない) (表記しない。) (表記しない) (表記しない。) (表記しない) (表記しない。注意報が解除されに入ったり海岸に近付ない。	がが流。海の 。海の さから上。 。海水 行わなまで海 まで海	

地震•津波災害対策編 第4章 災害応急対策計画

現 行				変 更 案			変更理由
エ 地震情報			エ 地震情幸				
(ア) 地震情報の種類、発表基準及び内容			(ア) 地震	· 情報の種類、発表基準及	び内容		
(7) 地域情報の怪族、地域選手及017年				(// - 1/2		20131	修正報告に対する
地震情報の種類	発表基準	内容		地震情報の種類	発表基準	内容	
	以下のいずれかを満たした場	地震の発生場所(震源)やその規模 (マグニチュード)、震度3以上の地		1232117111111239	・震度1以上	地震の発生場所(震源)やその規模	気象庁連絡による
	<u>・ 震度 3 以上</u>	域名と市町村毎の観測した震度を発			・津波警報・注意報発表また	(マグニチュード)、震度1以上を観	
震源・震度に関す	・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想され	表。 震度 5 弱以上と考えられる地域で、震			は若干の海面変動が予想さ	測した地点と観測した震度を発表。	
る情報(注)	<u>る場合</u>	度を入手していない地点がある場合			<u>れた時</u>	それに加えて、震度3以上を観測し	
	・ <u>緊急地震速報(警報)を発</u> 表した場合	は、その市町村名を発表。		震源・震度情報	・緊急地震速報(警報)発表	た地域名と市町村毎の観測した震度	
					<u>時</u>	を発表。	
	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、震 度の発生場所(震源)やその規模(マ				震度5弱以上と考えられる地域で、	
		グニチュード)を発表。				震度を入手していない地点がある場	
		震度5弱以上と考えられる地域で、震 度を入手していない地点がある場合			毎日 ロー・ハー・ナー 矢田 2011) マーム 10年	合は、その市町村・地点名を発表。 地域ごとの震度の最大値・長周期地	
各地の震度に関す		は、その地点名を発表。			・震度1以上を観測した地震 のうち、長周期地震動階級1	理域ことの展度の最大値・長周期地 震動階級の最大値のほか、個別の観	
る情報(注)		※地震が多数発生した場合には、震度 3以上の地震についてのみ発表し、震		長周期地震動に関	以上を観測した場合	測点毎に、長周期地震動階級や長周	
		度2以下の地震については、その発生		する観測情報	<u> </u>	期地震動の周期別階級等を発表。(地	
		回数を「その他の情報(地震回数に関 する情報)」で発表。				震発生から10分後程度で1回発表)	
					国外で発生した地震について	地震の発生時刻、発生場所(震源)	
	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等に ついて、地震の発生場所(震源)やそ			以下のいずれかを満たした場	やその規模(マグニチュード)を概	
長周期地震動に関		の規模(マグニチュード)、地域ごと			合等	ね30分以内に発表。	
する観測情報		及び地点ごとの長周期地震動階級等を 地震発生から約10分後に発表。			・マグニチュード 7.0 以上	日本や国外への津波の影響に関して	
		超展発生がら約10万後に発表。		遠地地震に関する	・都市部等、著しい被害が発	も記述して発表。	
	国外で発生した地震について	地震の発生時刻、発生場所(震源)や		選地地展に関する 情報	生する可能性がある地域で	国外で発生した大規模噴火を覚知し	青森地方気象台か
	以下のいずれかを満たした場	その規模(マグニチュード)を概ね30			規模の大きな地震を観測し	た場合は、噴火発生から1時間半~	
遠地地震に関する	合等 ・マグニチュード7.0以上	分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても			た場合	2時間程度で発表。	らの意見による修正
情報 ほんじょう	・都市部等、著しい被害が発	記述して発表。			(国外で発生した大規模噴火		
	生する可能性がある地域で規 模の大きな地震を観測した場				<u>を覚知した場合にも発表す</u> ることがある。)		
	快の人さな地展を観測した場 合				<u>acemana,)</u>		
(注) 层在片顶	+巛桂却双双 →	「食みべい」「食佐」食中に用	,	业17个)			炒 て却 生 > ユ ユ ユ フ
(注)気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関		(削除)			修正報告に対する		
する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情						気象庁連絡による	
報で発表している。							
気象庁	 ホームページでけ「雲派	原・震度に関する情報」及び「各					
-		、どちらかの発表基準に達した					
場合に両方の情報を発表している。							
			•				

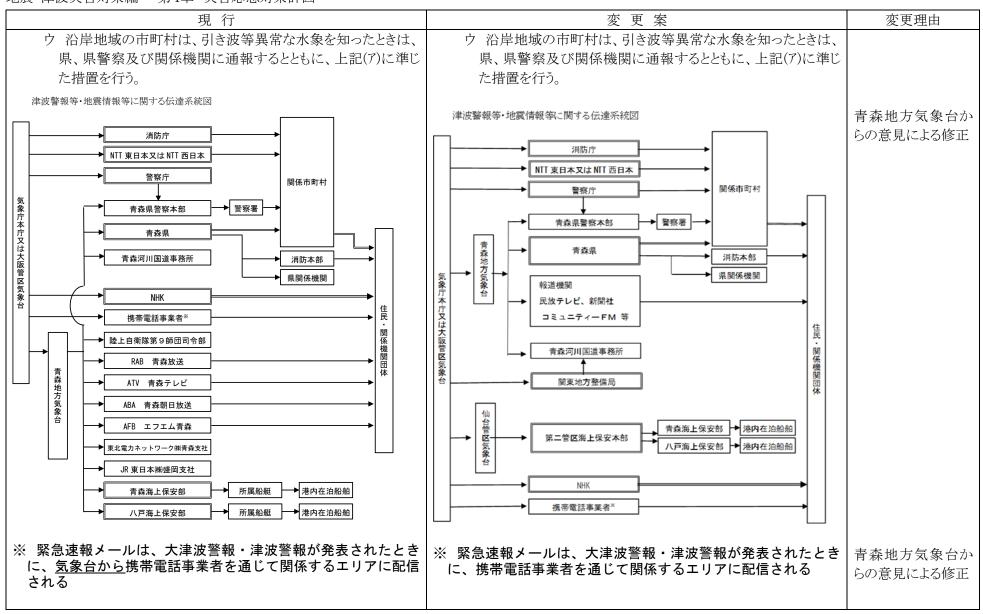
地震•津波災害対策編 第4章 災害応急対策計画

現 行	変 更 案	変更理由
(新設)	(ウ) 地震活動に関する解説資料等	青森地方気象台か
	地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするた	らの意見による修正
	めに気象庁本庁及び管区・地方気象台が関係地方公共団	
	体、報道機関等に提供している資料。	
<u>(新設)</u>	地震及び津波に関する情報	青森地方気象台か
	地震の情報 地震発生 津波の情報	らの意見による修正
	彩急地震速報 約1分半~	
	津波による災害のおそれがない場合 約3分	
	長周期地震動に関する観測情報 約10分	
	推計震度分布図	
	各地の演潮時刻・ 津渡の到達予想時刻に関する情報	
	沖合で津波観測後随時 - 津波情報 (沖合の津波観測に関する情報)	
	沿岸で津波観測後随時 - 津波情報 (津波観測に関する情報)	
	約1~2時間 地震解説資料・配者会見	
	津波曹報・注意報(解除) なくなったとき	
	注:津液の心配がない場合はその旨を地震の情報に 記載する。 注:若干の海面変動が予想される場合は、地震の情報に記載する。 報に記載すると共に「津波子報」を発表し、対象予報区を記載する。	

地震•津波災害対策編 第4章 災害応急対策計画

現 行		変更案		変更理由
現 行 (新設)	解説資料等の種類 ・地震解説資料 (速報版) ・地震解説資料 ・(全国詳細版・地域詳細版)	変 更 案 発表基準 以下のいずれかを満たした場合 に、一つの現象に対して一度だけ発表・津波警報等発表時(遠地地震による発表時除く)・青森県内で震度4以上を観測(ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。) 以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表・津波警報等発表時・青森県内で震度5弱以上を観測・社会的に関心の高い地震が発生	に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度や長周期地震動階級に関する情報、津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。 地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表する。 ・地震解説資料(全国詳細版)地震や津波の特徴を解説するた	変更理由 青森地方気象台からの意見による修正
	月間地震概況	·定期 (毎月)	に、状況に応じて適切な解説を 加えることで、防災対応を支援	
			援するために、月ごとの青森県 とその周辺の地震活動の状況を とりまとめた地震活動の傾向等 を示す資料。	

現行		変更理由
		友义任田
(2) 情報の伝達及び必要な措置	(2)情報の伝達及び必要な措置	
ア情報の伝達	ア情報の伝達	
(コ) 国(気象庁)は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大	(コ) 国(気象庁)は、海外で大規模噴火が発生した場合や、大	
規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の津	規模噴火後に日本へ津波の伝わる経路上にある海外の潮	
波観測点で潮位変化が観測された場合には、日本において	位観測点で潮位変化が観測された場合には、日本において	
も <u>潮位変化が観測される</u> 可能性がある旨を周知するものとす	も <u>津波の影響が生じる</u> 可能性がある旨を周知するものとす	防災基本計画の修
る。	る。	正(R5.5)による



現行	変更案	変更理由
注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1	注)二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1	22.45
号及び第9条の規定に基づく法定伝達先	号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先	青森地方気象台か
注) 二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警	注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警	らの意見による修正
報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路	報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路	
(5) 緊急地震速報	(5) 緊急地震速報	
ア 緊急地震速報の発表等	ア 緊急地震速報の発表等	
気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上	気象庁は、最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上	
の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階	の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階	
級3以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対	級3以上が予想される地域(緊急地震速報で用いる区域)に対	
し、緊急地震速報(警報)を発表する。	し、緊急地震速報(警報)を発表する。	
なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)	なお、震度6弱以上 <u>又は長周期地震動階級4</u> の揺れを予想	青森地方気象台か
は、地震動特別警報に位置付けられる。	した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置付けられ	らの意見
	る。	

現 行	変 更 案	変更理由
(新設)	(6) 北海道·三陸沖後発地震注意情報	青森地方気象台か
	ア 情報発信条件	らの意見による修正
	○北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震	
	源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでモーメントマ	
	グニチュード 7.0 以上の地震が発生した場合に、情報が発信さ	
	<u>れる。</u>	
	○想定震源域の外側でモーメントマグニチュード 7.0 以上の地震	
	が発生した場合は、地震のモーメントマグニチュードに基づき	
	想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情	
	報が発信される。	
	<u>イ 情報発信の流れ</u>	
	○気象庁において一定精度のモーメントマグニチュードを推定	
	(地震発生後15分~2時間程度)し、情報発表の条件を満たす	
	先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会	
	見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信され	
	<u>3.</u>	
	ウ情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容	
	○合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震	
	注意情報」の発信と解説及び内閣府からの「当該情報を受けて	
	とるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。	
	○防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変	
	<u>わる。</u>	
	工情報に関する留意事項	
	○「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生	
	可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする 情報であるが、様々な留意事項がある。	
	○以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが	
	<u>○以下の留息事項を考慮した工で、必要な例次利応をとることが</u> 重要である。	
	■ <u> 国安でのる。</u> ・この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必	
	で発生するということをお知らせするものではない。	
	<u> * 光工 * ること・ノーこと お知り ヒ * るもり にはない。</u>	

地震•津波災害対策編 第4章 災害応急対策計画

現 行	変 更 案	変更理由
	・後発地震の発生可能性は、先発地震が起こってから時間が経	
	つほど低くなる。	
	・後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど	
	<u>低くなる。</u>	
	・後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くな	
	り、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。	
	・モーメントマグニチュード 8 クラスの大規模地震は、後発地震へ	
	の注意を促す情報が発信されていない状況で突発的に発生す	
	<u>ることが多い。</u>	
	・最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる	
	可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率	
	が高い一回り小さいモーメントマグニチュード8クラスの地震等に	
	も備える必要がある。	
	・情報発信の対象とする地震の発生エリア(北海道の根室沖から	
	東北地方の三陸沖)の外側でも、先発地震が発生した周辺で	
	は、大規模地震が発生する可能性がある。	
	・すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を	
	混同しないように配慮することが必要である。	
	オ 情報が発信された場合の対応	
	日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震について、北海道・三陸沖	
	後発地震注意情報が発信された場合の対応については、第6章第	
	5節「北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべ	
	き防災対応に関する事項」に定めるところに準じる。	

現 行	変 更 案	変更理由
第3節 通信連絡 2 実施内容 (4) 通信連絡 ア 青森県防災情報ネットワーク 光イーサ回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。 (ア) 個別通信	第3節 通信連絡 2 実施内容 (4) 通信連絡 ア 青森県防災情報ネットワーク 光回線や衛星携帯電話回線等により、県と市町村、消防 本部、県合同庁舎、県出先機関及び防災関係機関を有機 的に結び災害時の情報収集、伝達を行う。 (ア) 個別通信 音声・文書データの通信を行う。	青森県防災情報ネットワーク更新に伴う 修正
第6節 広域応援 3 他県等への応援 (3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣 県は、都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体 <u>の保健医療調整本部</u> 及び保健所 <u>の</u> 総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機管理支援チームの応援派遣を行うものとする。	第6節 広域応援 3 他県等への応援 (3) 災害時健康危機管理支援チームの応援派遣 県は、都道府県の要請に基づき、被災地方公共団体 <u>における</u> 保健医療福祉活動の総合調整を行うための本部及び保健所に 係る総合調整等の円滑な実施を応援するため、災害時健康危機 管理支援チームの応援派遣を行うものとする。	防災基本計画の修 正(R5.5)による

地震•津波災害対策編 第4章 災害応急対策計画		
現 行	変 更 案	変更理由
第7節 航空機運用 5 対策班航空機運用調整チームが行う調整内容 (5) ヘリコプター等の安全運航を確立するための次の事項について調整 ア 安全運航確保のための航空情報(ノータム) イ 参画機関の飛行計画及び災害応急対策活動 ウ 使用航空波 エ 使用飛行場外離着陸場 オ 他機関のヘリ(ドクターヘリ、報道ヘリコプター等)の活動把握 (新設)	第7節 航空機運用 5 対策班航空機運用調整チームが行う調整内容 (5) ヘリコプター等の安全運航を確立するための次の事項について調整 ア 安全運航確保のための航空情報(ノータム) イ 参画機関の飛行計画及び災害応急対策活動 ウ 使用航空波 エ 使用飛行場外離着陸場 オ 他機関のヘリ(ドクターヘリ、報道ヘリコプター等)の活動把握 カ 国土交通省に対する航空情報(ノータム)の発行依頼	防災基本計画の修 正(R5.5)による
 力 国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼 主 緊急用務空域における無人航空機の飛行許可申請に係る調整 ク その他へリコプター等の安全運航に関する事項 第8節 避難	主 国土交通省に対する緊急用務空域の指定依頼	
2 実施内容	2 実施内容	
(1) 避難の指示灯及び報告・通知	(1) 避難の指示灯及び報告・通知	
ア市町村長	ア市町村長	
(ア) 避難指示等	(7) 避難指示等	
どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が	どのような津波であれ、危険地域からの一刻も早い避難が	
必要であることから、基本的には「避難指示」のみを発令す	必要であることから、基本的には「避難指示」のみを発令す	
る。発令対象とする区域は、津波警報等の種類に応じて異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく。	る。発令対象とする区域は、津波警報等の種類に応じて異なるため、市町村毎に発令対象区域をあらかじめ定めておく。	
遠地地震や火山現象等に伴う津波の場合、気象庁が、津波	るため、川町村毎に発立対象区域をあらがしめため こわく。 遠地地震や火山噴火等による津波の場合、気象庁が、津波	 防災基本計画の修
選地地長や火山 <u>先家</u> 等に <u>什り</u> 年仮の場合、気象月か、年仮 警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を	選地地展で火山 <u>噴火</u> 等に <u>よる</u> 年級の場合、丸家川が、年級 警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等の情報を	防火基本計画の修 正(R5.5)による
「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるので、	「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合があるので、	正 (170.07) (こみる)
当該情報の後に津波警報等が発表される可能性があること	当該情報の後に津波警報等が発表される可能性があること	

現行	変 更 案 変更理由
を認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討する。	を認識し、高齢者等避難、避難指示の発令を検討する。
種別 基準 避難指示 1. 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 2. 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合	種別 基準 準 1. 大津波警報、津波警報、津波注意報が発表された場合 2. 停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは、揺れは弱くとも1分程度以上の長い揺れを感じた場合
(5) 指定避難所の開設 ク 市町村長は、次により指定避難所の適切な運営管理を行う。 (オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。 特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。 (ク) 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。	(5) 指定避難所の開設 ク 市町村長は、次により指定避難所の適切な運営管理を行う。 (オ) 在宅避難者や、やむを得ない理由により指定避難所に滞在できない車中・テント泊等の被災者の所在地、ニーズ等の情報の早期把握に努めるとともに、必要な物資の配布、保健医療福祉サービスの提供、様々な方法による情報の提供等必要な支援の実施に努める。 特に車中泊の被災者に対しては、深部静脈血栓症/肺塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)の予防のため、健康相談や保健指導を実施する。 (ク) 指定避難所の運営に関し、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その支援に努める。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。 「防災基本計画の修正(R5.5)による

現 行	変更案	変更理由
第10節 水防 2 実施内容 (1) 監視、警戒活動 地震による津波又は洪水の襲来が予想されるときは、直ちに河 川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇 所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたるものとする。	第10節 水防 2 実施内容 (1) 監視、警戒活動 地震による津波又は洪水の襲来が予想されるときは、 <u>安全を確保した上で</u> 、直ちに河川、海岸、ため池、水路等を巡視し、既往の危険箇所、被害箇所、その他重要箇所の監視及び警戒にあたるものとする。	県土整備部からの 意見による修正
第12節 食料供給 2 実施内容 (1) 食料の確保 イ 市町村は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)や <u>柔らかい</u> 食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。	第12節 食料供給 2 実施内容 (1) 食料の確保 イ 市町村は、住民の備蓄を補完するため、コミュニティ等を考慮しながら現物備蓄又は流通在庫備蓄に努める。特に乳児用粉ミルク・液体ミルク(乳アレルギーに対応したものを含む。)や咀しゃく・嚥下に配慮した食品・食物アレルギー対応食など特別な食料を必要とする者に対する当該食料の確保について配慮する。	健康福祉部からの意見による修正

現 行	変 更 案	変更理由
第 14 節 応急住宅供給	第 14 節 応急住宅供給	
2 実施内容	2 実施内容	
(5) 住宅の応急修理	(5) 住宅の応急修理	
住宅の応急修理は、次により行う。	住宅の応急修理は、次により行う。	
ア <u>対象者</u>	ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	健康福祉部からの
災害により、住家が半壊し、半焼し若しくはこれらに準ずる程	(ア)対象者	意見による修正
度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができな	災害により、住家が半壊し、半焼し又はこれらに準ずる程度	(「災害救助法によ
い者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難で	の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大	る救助の程度、方法
ある程度に住家が半壊した者	<u>するおそれがある者</u>	及び期間並びに実
イ 応急修理の方法	<u>(イ)方法</u>	費弁償の基準」(平
(ア) 応急修理は、建設業者に請け負わせて行う。	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な	成 25 年内閣府告示
(イ) 応急修理は、居室、台所、便所等日常生活に欠くことので	部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行う。	第 228 号)の一部を
きない部分に限るものとする。	イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理	改正する内閣府告
	<u>(ア)対象者</u>	示について(令和 5
	災害により、住家が半壊し、半焼しもしくはこれらに準ずる程	年6月16日内閣府
	度の損傷を受け、自らの資力では応急修理することができない	政策統括官通知))
	者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難であ	
	<u>る程度に住家が半壊した者</u>	
	<u>(イ) 方法</u>	
	a 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、建設業者に	
	請け負わせて行う。	
	b 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、居室、台所、	
	便所等日常生活に欠くことのできない部分に限るものとす	
	<u>5.</u>	
	(資料)	
(追加)	○災害時における応急仮設住宅の建設に関わる協定	 記載の適正化
	○ 次 舌 吋 に ね り る 心 忌 仮 故 任 宅 の 建 故 に 関 わる 励 た (資料編4−14−8)	記収ソノ適工工化
	<u>(貝介////////////////////////////////////</u>	

現 行	変 更 案	変更理由
第 18 節 医療、助産及び保健	第 18 節 医療、助産及び保健	
2 実施内容	2 実施内容	
県は、必要に応じ、県災害対策本部の下に、大規模災害時に保健	県は、大規模災害時には、必要に応じ、県災害対策本部の下に青	防災基本計画の修
医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整	森県保健医療調整本部を設置し、保健医療福祉活動チームの派遣調	正(R5.5)による
理及び分析等の保健医療活動に係る総合的な調整を遅滞なく行うた	整及び保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理及び分析等の	
めの青森県保健医療調整本部を設置する他、被災地域内の医療体	総合的な調整を遅滞なく行う。	
制の状況把握を含め、保健医療活動に係る現地での調整を行う青森	また必要に応じ、被災市町村を所管する県保健所に青森県保健医	
県保健医療現地調整本部を、必要に応じて被災市町村を所管する県	療現地調整本部を設置し、被災地域内の医療体制の状況把握を含	
保健所に設置することとする。	め、保健医療福祉活動に係る現地での調整を行うこととする。	
(1) 各フェーズにおける保健医療活動チームの活動の中心及	(1) タコー プロセはて伊藤原東海地洋新す しの活動の中	けのサナシーのな
び主な活動場所	(1) 各フェーズにおける保健医療 <u>福祉</u> 活動チームの活動の中 心及び主な活動場所	防災基本計画の修 正(R5.5)による
・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	心及び土な泊到物別	正(以3.3)による

のとする。

現行 変 更 案 変更理由 (5) 医療、助産及び保健の実施 (5) 医療、助産及び保健の実施 ウ 実施方法 ウ 実施方法 県は、必要に応じ、県内における保健医療福祉活動を円滑に 県は、必要に応じ、県内における保健医療活動を円滑に行う ための総合調整等に努めるものとする。その際、災害医療コー 行うための総合調整等に努めるものとする。その際、災害医療コ ディネーターは医療ニーズについて、統括DHEATは保健福祉 ーディネーターは医療ニーズについて、統括DHEATは保健福 ニーズについて、県に対して適宜助言及び支援を行うものとす 祉ニーズについて、県に対して適宜助言及び支援を行うものと る。また、災害時小児周産期リエゾンは災害医療コーディネータ する。また、災害時小児周産期リエゾンは災害医療コーディネー ーを、災害福祉コーディネーターは統括DHEATをサポートす ターを、災害福祉コーディネーターは統括DHEATをサポート ることとする(以下災害医療コーディネーター及び災害時小児周 することとする(以下災害医療コーディネーター及び災害時小児 産期リエゾンを「災害医療コーディネーター等」という)。 周産期リエゾンを「災害医療コーディネーター等」という)。 3 応援協力関係 3 応援協力関係 (6) 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、ま (6) 県は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、ま た、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師 た、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師 会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立 会災害医療チーム(IMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立 病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病 病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病 院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療 院、日本災害歯科支援チーム(JDAT)、日本薬剤師会、日本看 防災基本計画の修 機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所、救 護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得 正(R5.5)による 護所を含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るも て、指定避難所、救護所を含め、被災地における医療提供体制 のとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーデ 対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療 ィネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。 チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災 その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶するこ 地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。 とのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施さ れるよう努める。 (8) 県及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分 (8) 県及び市町村は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分 析等の保健医療活動の総合調整の実施体制の整備に努めるも 析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努め

るものとする。

現 行	変 更 案	変更理由
第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策	第 22 節 防災ボランティア受入・支援対策	
2 実施内容	2 実施内容	
(2) 防災ボランティア情報センターの設置	(2)防災ボランティア情報センターの設置	
ア 情報センターの役割	ア 情報センターの役割	
(ウ) 県内の被災状況や支援団体の活動状況等について、県災	(ウ) 県内の被災状況や支援団体の活動状況等について、県災	
害対策本部やセンター、既に被災地入りしているNPO等と	害対策本部やセンター、既に被災地入りしているNPO等と	
の連携を図るとともに、中間支援組織(NPO・ボランティア等	の連携を図るとともに、 <u>災害</u> 中間支援組織(NPO・ボランティ	防災基本計画の修
の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構	ア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制	正(R5.5)による
築を図り、情報共有の場を設定するなど、被災者のニーズや	の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関	
支援活動の全体像を <u>把握</u> するものとする。	<u>する最新の</u> 情報共有の場を設定するなど、被災者のニーズ	
	や支援活動の全体像を関係者と積極的に共有するものとす	
	る。	

現 行	変 更 案	変更理由
第 29 節 交通対策 2 海上交通 (3) 応援協力関係 _(新設)	第29節 交通対策 2 海上交通 (3) 応援協力関係 工 港湾管理者は、非常災害等の発生により港湾の機能に支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合、国(国土交通省)に利用調整等の管理業務の実施を要請するものとする。	防災基本計画の修 正(R5.5)による
第 30 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 4 電気通信設備 (1) 実施責任者 東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社	第 30 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 4 電気通信設備 (1) 実施責任者 東日本電信電話株式会社青森支店 エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 株式会社NTTドコモ(東北支社青森支店) KDDI 株式会社 ソフトバンク株式会社 楽天モバイル株式会社	指定公共機関の追加による
(2) 実施内容 ス 広報 災害が発生した場合、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安解消に努める。	(2) 実施内容 ス 広報 災害が発生した場合、通信のそ通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧の状況や見通し、 代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供(ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等) するなど、通信のそ通ができないことによる社会不安解消に努める。	防災基本計画の修 正(R5.5)による

地震·津波災害対策編 第5章 災害復旧対策計画 現 行	変更案	変更理由
第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 5 生活再建の支援(国、県、市町村)(略) 被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。(略)	第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画 5 生活再建の支援(国、県、市町村) (略) 被災者が遺漏なく支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り、相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。 (略)	茨基本計画の修 正(R5.5)による
6 義援物資、義援金の受入れ(市町村) (2) 義援金の受入れ、配分(県健康福祉部、市町村)	6 義援物資、義援金の受入れ(市町村) (2) 義援金の受入れ、配分(県健康福祉部、 <u>県出納局、</u> 市町村)	義援金受入業務を 行う県出納局の追 加
12 被災者台帳の作成(県関係部局、市町村) 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。(略)	12 被災者台帳の作成(県関係部局、市町村) 市町村は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。 (略)	防災基本計画の修 正(R5.5)による

現 行	変更案	変更理由
第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 4 避難場所、避難経路 (略) また、指定緊急避難場所、避難路の確保にあたっては、背後地が急峻であるなど地形的に避難が困難な地域や、高齢化の進んだ避難困難者の多い地域等への優先的な指定・整備にも配慮する。その際、土砂災害危険箇所の防災対策との連携に配慮した避難路整備を図る。(略)	第2節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項 4 避難場所、避難経路 (略) また、指定緊急避難場所、避難路の確保にあたっては、背後地が急峻であるなど地形的に避難が困難な地域や、高齢化の進んだ避難困難者の多い地域等への優先的な指定・整備にも配慮する。その際、土砂災害警戒区域等の防災対策との連携に配慮した避難路整備を図る。 (略)	県土整備部からの 意見による修正
 第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項 2 他機関に対する応援要請 (1) 県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は次のとおりである。 (略) ・大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定(略) (3) 県は必要があるときは、陸上自衛隊第9師団長、海上自衛隊大湊地方総監、海上自衛隊第2航空群司令、航空自衛隊北部航空方面隊司令官に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請する。 エ その他参考となるべき事項(ケ) 炊飯及び給水 	 第4節 関係者との連携協力の確保に関する事項 2 他機関に対する応援要請 (1) 県が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定等は次のとおりである。 (略) ・災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定(略) (3) 県は必要があるときは、陸上自衛隊第9師団長、海上自衛隊大湊地方総監、海上自衛隊第2航空群司令、航空自衛隊北部航空方面隊司令官に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の災害派遣を要請する。 エ その他参考となるべき事項(ケ)給食及び給水 	記載の適正化 修正報告に対する 防衛省連絡

地震·津波災害対策編 第6章 日本海溝·千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進計画 変更案 変更理由 第5節 後発地震への注意を促す情報が発信された場合に 第5節 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合に 記載の適正化 とるべき防災対応に関する事項 とるべき防災対応に関する事項 1 後発地震への注意を促す情報等の伝達、県の災害に関する会 1 北海道・三陸沖後発地震注意情報等の伝達、県の災害に関す 記載の適正化 る会議等の設置等 議等の設置等 (1) 後発地震への注意を促す情報その他これらに関連する情報や (1) 北海道・三陸沖後発地震注意情報その他これらに関連する情報 後発地震に対して注意する措置等(以下「後発地震への注意を や後発地震に対して注意する措置等(以下「北海道・三陸沖後発地 促す情報等」という。)の伝達に係る関係者の連絡体制について 震注意情報等」という。)の伝達に係る関係者の連絡体制について は、第4章第1節「津波警報等・地震情報等の発表及び伝達」に定 は、第4章第1節「津波警報等・地震情報等の発表及び伝達」に 定めるところに準じる。 めるところに準じる。 (2) 県は、防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主 (2) 県は、防災行政無線や緊急速報メール等の活用、地域の自主防 防災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多 災組織やその他の公共的団体等の協力による伝達手段の多重化 重化に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝 に努め、可能な限り短い時間内において正確かつ広範に伝達を行 達を行えるよう留意する。なお、地域住民等に対する後発地震へ えるよう留意する。なお、地域住民等に対する北海道・三陸沖後発 の注意を促す情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行 地震注意情報等の伝達を行う際には、具体的にとるべき行動を併 動を併せて示すこと等に配慮する。 せて示すこと等に配慮する。 (3) 県は、状況の変化等に応じて、北海道・三陸沖後発地震注意情報 (3) 県は、状況の変化等に応じて、後発地震への注意を促す情報 等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民 等を逐次伝達するために必要な措置を講ずるとともに、地域住民等 等が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続 が正確に理解できる平明な表現を用い、当該措置を反復継続して して行うよう努める。また、外国人等の特に配慮を要する者に対 行うよう努める。また、外国人等の特に配慮を要する者に対する情 する情報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用 報伝達については、外国語放送等様々な周知手段を活用するよう 努める。 するよう努める。 2 後発地震への注意を促す情報等が発信された後の周知 2 北海道・三陸沖後発地震注意情報等が発信された後の周知 記載の適正化 地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、北海道・三陸沖後 地域住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、後発地震への注 意を促す情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情 発地震注意情報等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する 報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項につい 情報、生活関連情報等、地域住民等に密接に関係のある事項につい て、第4章第4節「災害広報・情報提供」に準じて周知する。 て、第4章第4節「災害広報・情報提供」に準じて周知する。

現 行	変 更 案	変更理由
3 災害応急対策をとるべき期間等 県は、 <u>後発地震への注意を促す情報</u> の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。	3 災害応急対策をとるべき期間等 県は、 <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u> の発信に至った地震の発生から1週間、後発地震に対して注意する措置を講ずる。	記載の適正化
4 県のとるべき措置 県は、後発地震への注意を促す情報等が発信された場合において、市町村等と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。	4 県のとるべき措置 県は、 <u>北海道・三陸沖後発地震注意情報</u> 等が発信された場合において、市町村等と協力し、地域住民等に対し、日頃からの地震への備えの再確認や、円滑かつ迅速な避難をするための備え等の防災対応をとる旨を呼びかける。	記載の適正化
第6節 防災訓練に関する事項 防災訓練については、第3章第8節「防災訓練」に準じるほか次の 事項に配慮したものとする。 県は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回 以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は <u>後発地震への注</u> <u>意を促す情報</u> 等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を実施する。	第6節 防災訓練に関する事項 防災訓練については、第3章第8節「防災訓練」に準じるほか次の 事項に配慮したものとする。 県は、推進地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を、年1回 以上実施するよう努める。その際、津波警報等又は <u>北海道・三陸沖後</u> 発地震注意情報等が発信された場合の情報伝達に係る防災訓練を 実施する。	記載の適正化
第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 1 県職員等に対する教育 (4) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 (5) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (6) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果たす	第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する事項 1 県職員等に対する教育 (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 (5) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 (6) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合に職員等が果た	記載の適正化

現行	変 更 案	変更理由
2 地域住民等に対する教育・広報 (3) 後発地震への注意を促す情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 (4) 後発地震への注意を促す情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識 (7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識	2 地域住民等に対する教育・広報 (3) 北海道・三陸沖後発地震注意情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容 (4) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合及び日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識 (7) 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識 知識	記載の適正化 県土整備部からの意見による修正

火山災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
目 次	目 次	
※ 網掛け部分は修正のある節	※ 網掛け部分は修正のある節	
第1章 総則	第1章 総則	
第1節 計画の目的	第1節 計画の目的	
第2節 計画の性格	第2節 計画の性格	
第3節 計画の構成	第3節 計画の構成	
第4節 各機関の実施責任	第4節 各機関の実施責任	
第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大網	第5節 各機関の処理すべき事務又は業務の大網	
第6節 県の概況	第6節 県の概況	
第7節 青森県の活火山	第7節 青森県の活火山	
第8節 火山災害の想定	第8節 火山災害の想定	
第2章 防災組織	第2章 防災組織	
第1節 県防災会議	第1節 県防災会議	
第2節 配備態勢	第2節 配備態勢	
第3節 県災害対策本部	第3節 県災害対策本部	
第4節 県災害対策本部に準じた組織	第4節 県災害対策本部に準じた組織	
第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織	第5節 市町村及び防災関係機関の災害対策組織	
第6節 火山防災協議会	第6節 火山防災協議会	
第3章 災害予防計画	第3章 災害予防計画	
第1節 調査研究及び監視観測の推進	第1節 調査研究及び監視観測の推進	
第2節 業務継続性の確保	第2節 業務継続性の確保	
第3節 防災業務施設・設備等の整備	第3節 防災業務施設・設備等の整備	
第4節 青森県防災情報ネットワーク	第4節 青森県防災情報ネットワーク	
第5節 火山地域における土砂災害対策事業	第5節 火山地域における土砂災害対策事業	
第6節 自主防災組織等の確立	第6節 自主防災組織等の確立	
第7節 防災教育及び防災思想の普及	第7節 防災教育及び防災思想の普及	
第8節 企業防災の促進	第8節 企業防災の促進	
第9節 防災訓練	第9節 防災訓練	

火山災害対策編 目次

火山火舌刈泉柵 日 火		
現 行	変 更 案	変更理由
第 10 節 避難対策	第10節 避難対策	
第 11 節 登山者・観光客等の安全確保対策	第 11 節 登山者・観光客等の安全確保対策	
第 12 節 災害備蓄対策	第 12 節 災害備蓄対策	
第 13 節 要配慮者安全確保対策	第 13 節 要配慮者安全確保対策	
第 14 節 防災ボランティア活動対策	第 14 節 防災ボランティア活動対策	
<u>(新設)</u>	第 15 節 災害廃棄物対策	
第 <u>15</u> 節 文教対策	第 <u>16</u> 節 文教対策	
第 <u>16</u> 節 警備対策	第 <u>17</u> 節 警備対策	
第 17 節 交通施設対策	第 18 節 交通施設対策	
第18節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	第19節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	
第 19 節 複合災害対策	第 20 節 複合災害対策	
第4章 災害応急対策計画	第4章 災害応急対策計画	
第1節 噴火警報等の発表及び伝達	第1節 噴火警報等の発表及び伝達	
第2節 情報収集及び被害等報告	第2節 情報収集及び被害等報告	
第3節 通信連絡	第3節 通信連絡	
第4節 災害広報・情報提供	第4節 災害広報・情報提供	
第5節 自衛隊災害派遣要請	第5節 自衛隊災害派遣要請	
第6節 広域応援	第6節 広域応援	
第7節 航空機運用	第7節 航空機運用	
第8節 避難	第8節 避難	
第9節 消防	第9節 消防	
第 10 節 救出	第 10 節 救出	
第11節 食料供給	第 11 節 食料供給	
第 12 節 給水	第 12 節 給水	
第13節 応急住宅供給	第13節 応急住宅供給	
第14節 遺体の捜索、処理、埋火葬	第 14 節 遺体の捜索、処理、埋火葬	
第 15 節 障害物除去	第 15 節 障害物除去	
第16節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与	第 16 節 被服、寝具、その他生活必需品の給(貸)与	
第17節 医療、助産及び保健	第17節 医療、助産及び保健	

火山災害対策編 目次

現 行	変 更 案	変更理由
第 18 節 被災動物対策	第 18 節 被災動物対策	
第 19 節 輸送対策	第 19 節 輸送対策	
第 20 節 労務供給	第 20 節 労務供給	
第 21 節 防災ボランティア受入・支援対策	第21節 防災ボランティア受入・支援対策	
第 22 節 防疫	第 22 節 防疫	
第 23 節 廃棄物等処理及び環境汚染防止	第23節 廃棄物等処理及び環境汚染防止	
第24節 金融機関対策	第24節 金融機関対策	
第 25 節 文教対策	第 25 節 文教対策	
第 26 節 警備対策	第 26 節 警備対策	
第27節 交通対策	第27節 交通対策	
第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	第28節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	
第 29 節 石油燃料供給対策	第 29 節 石油燃料供給対策	
第5章 災害復旧対策計画	第5章 災害復旧対策計画	
第1節 公共施設災害復旧	第1節 公共施設災害復旧	
第2節 民生安定のための金融対策	第2節 民生安定のための金融対策	
第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	第3節 被災者に対する生活保障・生活再建支援に関する計画	
第6章 継続災害への対応方針	第6章 継続災害への対応方針	
第1節 避難及び安全確保対策	第1節 避難及び安全確保対策	
第2節 避難勧告等の解除及び一時立入等の対応	第2節 避難指示等の解除及び一時立入等の対応	
第3節 被災者の生活支援対策	第3節 被災者の生活支援対策	

現 行	変 更 案	変更理由
第7節 青森県の活火山	第7節 青森県の活火山	
略)	(略)	
これらの活火山のうち、恐山以外はいずれも概ね過去1万年以内に	これらの活火山のうち、恐山以外はいずれも概ね過去1万年以内に	
火した火山であり、有史以降の噴火の記録があるのは岩木山と十和	噴火した火山であり、有史以降の噴火の記録があるのは岩木山と十和	
である。岩木山、八甲田山及び十和田は、火山噴火予知連絡会に	田である。岩木山、八甲田山及び十和田は、火山噴火予知連絡会に	
り「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選	より「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山(常時	青森地方気象台か
され、仙台管区気象台において常時観測を行っている。	観測火山)」に選定され、仙台管区気象台において常時観測を行って	らの意見による修正
	いる。	
また、恐山については、気象庁本庁、仙台管区気象台の火山機動	また、恐山については、仙台管区気象台及び青森地方気象台によ	
<u>測班・青森地方気象台</u> による機動観測が行われている。	る機動観測が行われている。	

火山災害対策編 第1章 総則 現 行 変更案 変更理由 岩木山(常時観測火山) 1 岩木山(常時観測火山) (3) 噴火活動史 (3) 噴火活動史 ②有史以降の火山活動(▲は噴火年を示す) ②有史以降の火山活動(▲は噴火年を示す) 1770年(明和7)年 火山活動? 3月3日。鳴動、発光。 1770年(明和7)年 火山活動? 2月3日。鳴動、発光。 青森地方気象台か らの意見による修正 2 八甲田山(常時観測火山) 2 八甲田山(常時観測火山) (4) 観測点配置図 (4) 観測点配置図 青森地方気象台か ♦:GNSS ♦:GNSS らの意見による修正 青森A(国)◆ 青森A(国)◆ 駒込深沢◆ 黒石(国)◆ 大鍔(国)◆ 南荒川山◆ 大鰐(国)◆ 南荒川山◆ +和田湖1(国)◆ 十和田湖1(国)◆ 加鼻部址 国土地理院 教徒地選 ---50mメッシュ (標案) 使用 国土地理院 数値地図 50mメッシュ (標高) 使用 八甲田山 GNSS 観測点配置図 八甲田山 GNSS 観測点配置図 3 十和田(常時観測火山) 3 十和田(常時観測火山) (3) 噴火活動史 (3) 噴火活動史 ②有史以降の火山活動 ②有史以降の火山活動 大湯軽石・火山灰:火砕物降下・火砕サージ→毛馬内火砕流:火砕 大湯軽石・火山灰:火砕物降下・火砕サージ→毛馬内火砕流:火砕 流、泥流。噴火場所は中湖。噴火のクライマックスは8月17日と推定さ 流、泥流。噴火場所は中湖。噴火のクライマックスは8月17日と推定さ れる。マグマ噴出量は 2.1 DRE km3。(VEI5) れる。マグマ噴出量は 2.1 DRE km³。(VEI5) 記載の適正化

現 行	変 更 案	変更理由
第8節 火山災害の想定 1 主な火山現象	第8節 火山災害の想定 1 主な火山現象	
融雪型火山泥流 噴火に伴い火口周辺の積雪が大量に溶けて土砂や流木を巻き込んで流れ下る現象。家や橋を破壊する力が大きく、大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は、小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要である。	融雪型火山泥流 噴火に伴い火口周辺の積雪が大量に溶けて土砂や流木を巻き込んで流れ下る現象。 <u>流速は数十km/hにも達することがあり、谷筋や沢沿いを遠方まで流下することがある。</u> 家や橋を破壊する力が大きく、大規模な災害を引き起こしやすい。火口周辺に積雪がある時期は、小規模な噴火でも融雪型火山泥流が発生し、下流の居住地域に流下する可能性があるため警戒が必要である。	青森地方気象台からの意見による修正
火口噴出型泥流 噴火に伴い火口から地下水が直接泥流となって流れ出すものを火 口噴出型火山泥流(熱泥流)という。	火口噴出型泥流 噴火に伴い火口から地下水が直接泥流となって流れ出すものを火口噴出型火山泥流(熱泥流)という。 <u>流速は数十 km/h にも達することがある。</u>	青森地方気象台からの意見による修正

火山災害対策編 第2章 防災組織

		現	1 行				変	更 案		変更理由
		第2節	配備態勢				第2節	配備態勢		
態勢	準備態勢	1	警戒態勢	非常能勢	態勢	準備態勢		警 戒態勢	非常態勢	県の防災対策の見
各号	1号	2号-1	2号-2	3 号	略号	1号	2 号-1	2号-2	3 号	直しによる
概要	災害情報等の収集・共有 を実施し、状況により警 戒態勢に円滑に移行でき る態勢	災害情報等の収集・共有、応 急対策を実施し、状況に応じ て警戒態勢2号-2に円滑に 移行できる態勢	ルラーム 災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢 に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は 発生するおそれがある場合に おいて、全庁的に応急対策を 実施する態勢	概要		f 災害情報等の収集・共有、応 ・ を ・ を ・ を ・ を ・ 大況に応じ ・ て ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で ・ で	災害情報等の収集・共有し、応急対策を実施し、状況に応じて非常態勢 に円滑に移行できる態勢	大規模な災害が発生し、又は 発生するおそれがある場合に おいて、全庁的に応急対策を 実施する態勢	巨してよる
備 基準	・液体のいかの気を ・液体のいかでは ・液体のいかでは ・液体 ・液体 ・液体 ・液体 ・液体 ・液体 ・液体 ・液体	た場合 ・水位周知河川で、避難判断 水位に到達した場合 ・夜間から明け方に、前配の 事象が予想される場合 ・岩木山又は八甲田山におい	・土砂 次 等	・気象の特別警報が発表をされれる。 ・気象の特別警報が発表をされれる。 ・岩木山、「甲田山県のうされルに 日本において、中央が発生した。 ・岩木山、「中央が発生した。 一般では、中央が発生した。 一般では、中央が発生した。 一般では、中央では、中央では、中央では、中央では、中央では、中央では、中央では、中央	配備基準	・狭のいずれかの気象番合 ①状态を報告のの気象番合 ②決済制注意を報 ②高強人間管注意を報 ③自然間管注意を報 ③自然間管注意を報 ③直接を注意を報 ④変をを表 ・類を表 ・知をある。 ・知をもる。 ・知をもる。 ・知をもる。 ・知をもる。 ・知をもる。 ・知をもる。 ・こ。 ・こ。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	た場合 ・水位周知河川で、避難判断 水位に到達した場合 ・夜間から明け方に、前配の 事象が予想される場合 ・岩木山又は八甲田山におい て噴火警報のうち噴火警戒レベル2が発表された場合	・ 社会 ()	・気象の特別警報が発表され た場合	
設置す る組織	-	災害情報連絡室	災害警戒本部配備基準に該当する地方支部	災害対策本部配備基準に該当する地方支部	設置する組織		災害情報連絡室	災害警戒本部 配備基準に該当する地方支部	災害対策本部 配備基準に該当する地方支部	
			(危機管理局長が決定) 危機管理局長	(知事が決定) 知事				配備差準に映画する地方文部 (危機管理局長が決定)	配備基準に映画する地方支部 (知事が決定)	
備決 定者	防災危機管理課長	防災危機管理課長	厄機管理局長	知事	配備決	防災危機管理課長	防災危機管理課長	危機管理局長	知事	
-				자주	定者	对火池项目在床 尺	对火炬挽音在除其	危機管理局長	知事	
勝貴 任者	防災危機管理課 佐嫌管理執管CM	防災危機管理課長	災害警戒本部長 (危機管理局長) 災害警戒本部地方支部長 (地域県民局地域連携部長)	態勢實	防災危機管理課	防災危機管理課長	災害警戒本部長 (危機管理局長)	本部長 (知事)		
近個	危機管理対策 G M				任者	危機管理対策GM	危機管理対策 G M 即火心慄音 程課費	災害警戒本部地方支部長 (地域県民局地域連携部長)	支部長 (県民局長)	
		<u> </u>	※下段は地方支部が設置される#	<u>————————————————————————————————————</u>		•	1	※下段は地方支部が設置される	場合	

現 行	変 更 案	変更理由
第6節 火山防災協議会 3 警戒地域の指定に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項等 (1) 市町村は、警戒地域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発合・伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。	第6節 火山防災協議会 3 警戒地域の指定に基づき市町村地域防災計画に定めるべき事項等 (1) 市町村は、警戒地域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、当該警戒地域ごとに、火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発表・伝達に関する事項、噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、火山現象に係る避難訓練に関する事項、救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。	青森地方気象台からの意見による修正

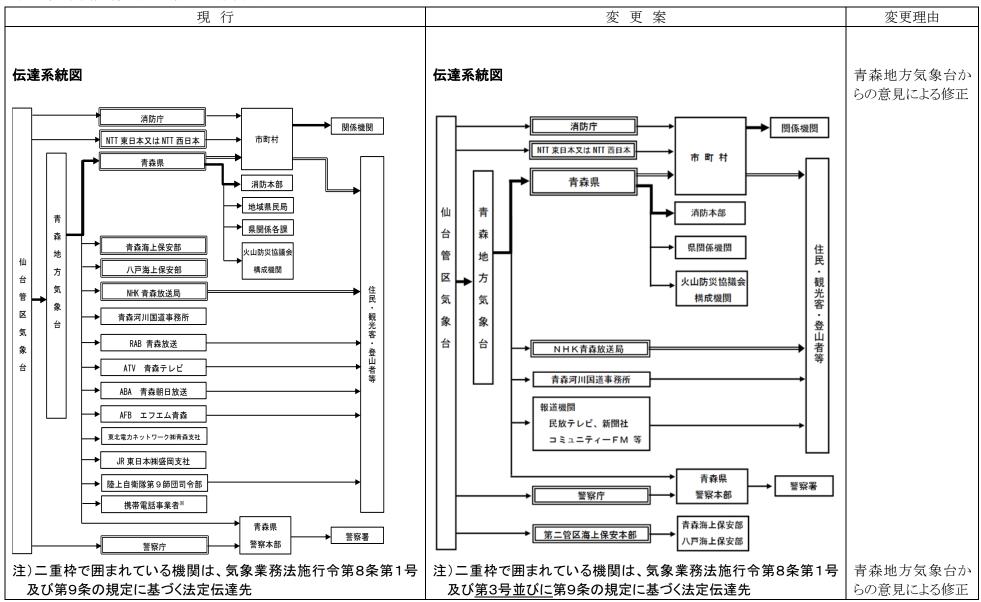
現 行	変 更 案	変更理由
第7節 防災教育及び防災思想の普及 3 実施内容 (2) 住民に対する防災思想の普及 ア(略) (ア)普及方法 a 防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等を通じて防災思想の普及を図る。	第7節 防災教育及び防災思想の普及 3 実施内容 (2) 住民に対する防災思想の普及 ア(略) (ア)普及方法 a 防災の日、火山防災の日、防災週間、防災とボランティアの日、防災とボランティア週間等を通じて防災思想の普及を図る。	青森地方気象台からの意見による修正
第10節 避難対策 3 実施内容 (2) 指定避難所の指定 オ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること	第10節 避難対策 3 実施内容 (2) 指定避難所の指定 オ 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定すること 特に、要配慮者に対しては円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めること	防災基本計画の修 正(R5.5)による

現 行	変 更 案	変更理由
(新設)	第 15 節 災害廃棄物対策	防災基本計画の修
	1 方 針	正(R5.5)による
	火山災害時において、住民の健康への配慮や安全の確保、衛生や	
	環境面での安全・安心を確保するため、災害廃棄物の処理体制の整	
	備等を図るものとする。	
	2 実施機関	
	風水害等災害対策編第3章第14節2「実施機関」参照	
	3 実施内容	
	風水害等災害対策編第3章第14節3「実施内容」参照	
第 <u>15</u> 節 文教対策	第 <u>16</u> 節 文教対策	
2 実施機関	2 実施機関	
風水害等災害対策編第3章第 <u>14</u> 節2「実施機関」参照	風水害等災害対策編第3章第 <u>15</u> 節2「実施機関」参照	
 3 実施内容	3 実施内容	
風水害等災害対策編第3章第14節3「実施内容」参照	風水害等災害対策編第3章第 15 節3 「実施内容」参照	
<u></u>		
第 <u>16</u> 節 警備対策	第 <u>17</u> 節 警備対策	
2 実施機関	2 実施機関	
風水害等災害対策編第3章第 15 節2 「実施機関」参照	風水害等災害対策編第3章第 16 節2 「実施機関」参照	
3 実施内容	3 実施内容	
風水害等災害対策編第3章第 <u>15</u> 節3「実施内容」参照	風水害等災害対策編第3章第 16 節3 「実施内容」参照	
		<u> </u>

現 行	変 更 案	変更理由
第 <u>17</u> 節 交通施設対策	第 <u>18</u> 節 交通施設対策	
2 道 路	2 道 路	
風水害等災害対策編第3章第16節2「道路」参照	風水害等災害対策編第3章第 17 節2 「道路」参照	
3. 鉄道	3 鉄 道	
風水害等災害対策編第3章第 16 節3「鉄道」参照	風水害等災害対策編第3章第 17 節3「鉄道」参照	
1. 空 港	4 空 港	
風水害等災害対策編第3章第 16 節4 「空港」参照	風水害等災害対策編第3章第 <u>17</u> 節4「空港」参照	
5 港湾・漁港	5 港湾・漁港	
風水害等災害対策編第3章第 <u>16</u> 節5「港湾·漁港」参照	風水害等災害対策編第3章第 <u>17</u> 節5「港湾·漁港」参照	
5 関連調整事項	6 関連調整事項	
風水害等災害対策編第3章第 16 節6 「関連調整事項」参照	風水害等災害対策編第3章第 <u>17</u> 節6「関連調整事項」参照	
第 18 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	第 19 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策	
2 電力施設	2 電力施設	
風水害等災害対策編第3章第 17 節2 「電力施設」参照	風水害等災害対策編第3章第 18 節2 「電力施設」参照	
3 ガス施設	3 ガス施設	
風水害等災害対策編第3章第 17 節3「ガス施設」参照	風水害等災害対策編第3章第 18 節3「ガス施設」参照	
1 上下水道施設	4 上下水道施設	
風水害等災害対策編第3章第17節4「上下水道施設」参照	風水害等災害対策編第3章第 18 節4 「上下水道施設」参照	
5 電気通信設備	5 電気通信設備	
風水害等災害対策編第3章第 17 節5「電気通信設備」参照	風水害等災害対策編第3章第 18 節5「電気通信設備」参照	

現 行	変 更 案	変更理由
6 放送施設	6 放送施設	
風水害等災害対策編第3章第 17 節6 「放送施設」参照	風水害等災害対策編第3章第 18 節6 「放送施設」参照	
第 <u>19</u> 節 複合災害対策	第 <u>20</u> 節 複合災害対策	
2 主な実施機関	2 主な実施機関	
風水害等災害対策編第3章第 22 節2「主な実施機関」参照	風水害等災害対策編第3章第21章な実施機関」参照	
3 実施内容	3 実施内容	
風水害等災害対策編第3章第22節3「実施内容」参照	風水害等災害対策編第3章第23節3「実施内容」参照	

現 行	変 更 案	変更理由
第1節 噴火警報等の発表及び伝達	第1節 噴火警報等の発表及び伝達	
2 実施内容	2 実施内容	
(1) 噴火警報等の発表及び伝達	(1) 噴火警報等の発表及び伝達	
ア 噴火警報等の発表	ア 噴火警報等の発表	
(ウ) 噴火警報等の概要	(ウ) 噴火警報等の概要	
g 火山ガス予報	g 火山ガス予報	
仙台管区気象台が、居住地域に長期間影響するような多量	仙台管区気象台が、居住地域に長期間影響するような多量	
の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可	の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可	
能性のある地域を発表する <u>予報</u> 。	能性のある地域を発表する。	弘前大学名誉教授
		からの意見による修
		正
イ 噴火警報等の通報	イ 噴火警報等の通報	
(ア) 青森地方気象台は、噴火警報、「臨時」であることを明記した	(ア) <u>仙台管区気象台及び</u> 青森地方気象台は、噴火警報、「臨	青森地方気象台か
火山の状況に関する解説情報(以下「臨時の解説情報」とい	時」であることを明記した火山の状況に関する解説情報(以下	らの意見による修正
う。)、噴火速報が発表されたときは県、 <u>県警察本部、青森海上</u>	「臨時の解説情報」という。)、噴火速報が発表されたときは県、	
保安部、八戸海上保安部、青森河川国道事務所、放送機関及	消防庁、東日本電信電話株式会社、日本放送協会青森放送	
びその他必要と認める機関に速やかに通報する。	<u>局、警察庁、第二管区海上保安本部</u> 及びその他必要と認める	
	機関に速やかに通報する。	



情報の伝達系統

変更案 変更理由 注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の 注)二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の 通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路 通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路 注)太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、 注)太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、 火山の状況に関する解説情報(臨時の発表であることを明記した 解説情報(臨時)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策 青森地方気象台か ものに限る。)及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特 特別措置法第12条によって、通報または要請等が義務付けられ らの意見による修正 別措置法第12条によって、通報または要請等が義務付けられて ている伝達経路 いる伝達経路 (2) 火山災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報 (2) 火山災害が発生するおそれのある異常現象発見時の通報 ウ 市町村長の通報 ウ 市町村長の涌報 通報を受けた市町村長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報 通報を受けた市町村長は、その旨を遅滞なく次の機関に通報 する。 する。 なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知 なお、危険が切迫している場合は、危険区域の住民等に周知 し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場 し、予想される災害が隣接する市町村に関連すると認められる場 合は、その旨を隣接市町村に通報する。 合は、その旨を隣接市町村に通報する。 a 青森地方気象台 a 青森地方気象台または目撃情報専用ダイヤル(0570-015-青森地方気象台か 024)らの意見による修正 b 県(防災危機管理課) b 県(防災危機管理課) 诵報系統図 通報系統図 異常現象等 異常現象等 火山防災協議会 火山防災協議会 火山防災協議会 火山防災協議会 構成機関 構成機関 住民等 住民等 ※ 矢印は災害対策基本法第54条による情報の通報系統 ※ 矢印は災害対策基本法第54条による情報の通報系統 ※ 二重線矢印は、気象庁「噴火速報等の改善について」に基づく ※ 二重線矢印は、気象庁「噴火速報等の改善について」に基づく

情報の伝達系統

※ 破線は住民等から直接連絡がいく火山防災協議会構成機関

記載の適正化

現 行	変 更 案	変更理由
 第13節 応急住宅供給 (資料) (略) ○ 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 (資料編4-14-7) ○ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定 (資料編4-6-2) (略) 	 第13節 応急住宅供給 (資料) (略) ○ 災害時における民間賃貸住宅の被災者への提供に関する協定 (資料編4-14-7) ○ 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定 (資料編4-14-8) ○ 災害時における青森県市町村相互応援に関する協定	記載の適正化
第 24 節 金融機関対策 1 実施責任者 風水害等災害対策編第4章第 25 節1「実施責任者」参照 2 実施内容 風水害等災害対策編第4章第 25 節2「実施内容」参照	第 24 節 金融機関対策 1 実施責任者 風水害等災害対策編第4章第 26 節1「実施責任者」参照 2 実施内容 風水害等災害対策編第4章第 26 節2「実施内容」参照	
第 25 節 文教対策 1 実施責任者 風水害等災害対策編第4章第 26 節1「実施責任者」参照 2 実施内容 風水害等災害対策編第4章第 26 節2「実施内容」参照	第 25 節 文教対策 1 実施責任者 風水害等災害対策編第4章第 <u>27</u> 節1「実施責任者」参照 2 実施内容 風水害等災害対策編第4章第 <u>27</u> 節2「実施内容」参照	
3 応援協力関係 風水害等災害対策編第4章第 <u>26</u> 節3「応援協力関係」参照	3 応援協力関係 風水害等災害対策編第4章第 <u>27</u> 節3「応援協力関係」参照	

現 行	変 更 案	変更理由
4 その他 風水害等災害対策編第4章第 <u>26</u> 節4「その他」参照	4 その他 風水害等災害対策編第4章第 <u>27</u> 節4「その他」参照	
第 26 節 警備対策 1 実施責任者 風水害等災害対策編第4章第 <u>27</u> 節1「実施責任者」参照	第 26 節 警備対策 1 実施責任者 風水害等災害対策編第4章第 <u>28</u> 節1「実施責任者」参照	
2 実施内容 風水害等災害対策編第4章第 <u>27</u> 節2「実施内容」参照	2 実施内容 風水害等災害対策編第4章第 <u>28</u> 節2「実施内容」参照	
3 応援協力関係 風水害等災害対策編第4章第 <u>27</u> 節3「応援協力関係」参照	3 応援協力関係 風水害等災害対策編第4章第 <u>28</u> 節3「応援協力関係」参照	
第 27 節 交通対策 1 陸上交通 風水害等災害対策編第4章第 <u>28</u> 節1「陸上交通」参照	第 27 節 交通対策 1 陸上交通 風水害等災害対策編第4章第 <u>29</u> 節1「陸上交通」参照	
2 海上交通 風水害等災害対策編第4章第 <u>28</u> 節2「海上交通」参照	2 海上交通 風水害等災害対策編第4章第 <u>29</u> 節2「海上交通」参照	
3 航空交通 風水害等災害対策編第4章第 <u>28</u> 節3「航空交通」参照	3 航空交通 風水害等災害対策編第4章第 <u>29</u> 節3「航空交通」参照	
第 28 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 1 電力施設 風水害等災害対策編第4章第 <u>29</u> 節1「電力施設」参照	第 28 節 電力・ガス・上下水道・電気通信・放送施設対策 1 電力施設 風水害等災害対策編第4章第 <u>30</u> 節1「電力施設」参照	

現 行	変 更 案	変更理由
2 ガス施設 風水害等災害対策編第4章第 <u>29</u> 節2「ガス施設」参照	2 ガス施設 風水害等災害対策編第4章第 <u>30</u> 節2「ガス施設」参照	
3 上下水道施設 風水害等災害対策編第4章第 <u>29</u> 節3「上下水道施設」参照	3 上下水道施設 風水害等災害対策編第4章第 <u>30</u> 節3「上下水道施設」参照	
4 電気通信設備 風水害等災害対策編第4章第 <u>29</u> 節4「電気通信設備」参照	4 電気通信設備 風水害等災害対策編第4章第 <u>30</u> 節4「電気通信設備」参照	
5 放送施設 風水害等災害対策編第4章第 <u>29</u> 節5「放送施設」参照	5 放送施設 風水害等災害対策編第4章第 <u>30</u> 節5「放送施設」参照	
第 29 節 石油燃料供給対策 1 実施責任者 風水害等災害対策編第4章第 <u>30</u> 節1「実施責任者」参照	第 29 節 石油燃料供給対策 1 実施責任者 風水害等災害対策編第4章第 <u>31</u> 節1「実施責任者」参照	
2 実施内容 風水害等災害対策編第4章第 <u>30</u> 節2「実施内容」参照	2 実施内容 風水害等災害対策編第4章第 <u>31</u> 節2「実施内容」参照	
3 応援協力関係 風水害等災害対策編第4章第 <u>30</u> 節3「応援協力関係」参照	3 応援協力関係 風水害等災害対策編第4章第 <u>31</u> 節3「応援協力関係」参照	